



平成30年第1回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

平成30年3月9日(金)午前9時30分開議

日程	議案番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 1番、五十嵐捷爾君 9番、谷口康之君
第2	議案第5号	平成29年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第3	議案第6号	平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について
第4	議案第7号	平成29年度知内町水道事業会計補正予算(第5号)について
第5	議案第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第9号	知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
第7		平成30年度知内町行政執行方針について(町長)
第8		平成30年度知内町教育行政執行方針について(教育長)
第9	議案第10号	町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について
第10	議案第11号	知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第12号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第13号	知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案第14号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第14	議案第15号	知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第15	議案第16号	しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について
第16	議案第17号	知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について
第17	議案第18号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について
第18	議案第19号	平成30年度知内町一般会計予算について
第19	議案第20号	平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第20	議案第21号	平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第21	議案第22号	平成30年度知内町介護保険特別会計予算について
第22	議案第23号	平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第23	議案第24号	平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について
第24	議案第25号	平成30年度知内町水道事業会計予算について
		議案第10号から議案第25号までの16議案 (一括予算審査特別委員会(付託質疑))

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。知内町議会第1回定例会の2日目にお集まりいただきまして、ご苦勞様です。今日もよろしくお願い致します。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、五十嵐捷爾君及び9番、谷口康之君を指名します。

---

## ● 議案第5号 平成29年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第5号、『平成29年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第5号、平成29年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成29年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,133万6千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

歳出からご説明致します。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から23万1千円を減額して、1,254万4千円とするものでございます。4節共済費では、負担金確定により不足が見込まれる額5万8千円の追加、19節負担金補助及び交付金で、不用と見込まれる額28万9千円の減額でございます。

次のページです。2目施設維持費から173万3千円を減額して、7,967万4千円とするものでございます。13節委託料、15節工事請負費、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金は、事業費確定により27万9千円の減額でございます。

次のページ、5ページでございます。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金から138

万5千円を減額して、1億1,051万円とするものでございます。

6ページです。6款1項町債、1目下水道事業債から30万円を減額して、1,070万円とするものでございます。下水道施設更新事業費確定により、各事業の下水道事業債を減額、追加ものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。下水道事業債の限度額1,100万円を1,070万円に補正するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。以上で説明を終わります。よろしく願いを致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算  
(第2号) について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、議案第6号、『平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

議案第6号、平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,440万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目施設維持費から8万2千円を減額し、79万3千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で、不用が見込まれる額を減額するものでございます。

5ページをお開きください。2目施設維持費から13節委託料の事業費確定により14

万1千円を減額して、973万円とするものでございます。

次に歳入をご説明致します。3ページをお開きください。2款繰入金、1項1目一般会計繰入金から22万3千円を減額して、2,102万1千円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いを致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第7号 平成29年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第7号、『平成29年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第7号、平成29年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）について。

第1条、総則でございます。平成29年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、平成29年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（2）の年間総給水量に1,360m<sup>3</sup>追加して、873,360m<sup>3</sup>とし、（3）の1日平均給水量を4m<sup>3</sup>追加して、2,393m<sup>3</sup>とするものでございます。（4）主要な建設改良事業につきましては、浄水施設改良費は、100万円減額し、1,707万円、排水設備改良費は、306万円減額して、2,747万3千円、営業設備費は38万円減額して、886万2千円、消火栓設置費は20万円減額して、476万円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。下の表でございます。収入におきまして、1款水道事業収益、1項営業収益170万円追加し、1億2,375万7千円、2項営業外収益に100万円追加して、2,107千円、水道事業収益合計で1億4,476万6千円とするものでございます。

次のページをお開きください。支出におきまして、1款水道事業費用、1項営業費用から614万円減額して、1億2,000万1千円、2項営業外費用に100万円追加して、

759万1千円、水道事業費用全体で1億2,859万4千円とするものでございます。

第4条、予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。職員給与費でございまして、3,828万9千円から200万円減額して、3,628万9千円とするものでございます。

第5条、資本的収入及び支出でございまして。予算第4条、本文括弧書きを資本的収入が資本的支出額に対して不足する額6,032万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425万8千円、減債積立金800万円、過年度分損益勘定留保資金4,806万3千円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。下の表でございまして。収入におきまして、1款資本的収入、2項工事負担金から77万3千円を減額し、468万7千円。3項保証金から6万1千円を減額して、50万9千円、資本的収入合計で584万4千円とするものでございます。

次に支出でございまして。1款資本的支出、1項建設改良費から464万円を減額し、5,816万5千円、資本的支出合計で6,616万5千円とするものでございます。内訳をご説明致します。4ページをご覧ください。平成29年度知内町水道事業会計予算実施計画でございまして。まず、収益的収入でございまして。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、水道料金を170万円追加して、営業収益合計で1億2,375万7千円とするものでございます。今回、給水収益の追加補正は、食品加工場の使用水量が当初の予定水量、計画水量よりも大きく伸びたことが要因となっております。

次に営業外収益でございまして。工事負担金分の長期前受金戻入を100万円追加して、営業外収益合計で2,100万7千円、1款水道事業収益合計で1億4,476万6千円とするものでございます。

次のページをお開きください。収益的支出でございまして。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費から3目総掛費まで、不用と思われる額の減額でございまして。4目減価償却費、5目資産減耗費は、今年度の更新工事確定により追加するものでございます。1項営業外費用、3目消費税は、消費税に不足が見込まれることから100万円の追加でございまして。

次に6ページをご覧ください。資本的収入でございまして。1款資本的収入、2項1目工事負担金、3項1目移設補償金は、事業費確定により合計で83万4千円減額して、資本的収入合計584万4千円とするものでございます。

次に7ページでございまして。資本的支出でございまして。1款資本的支出、1項建設改良費で、1目浄水施設改良費から4目消火栓設置費までの事業費確定により、合計で464万円減額して、資本的支出合計で6,616万5千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第5、議案第8号、『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するということでございまして、次のページです。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第9号)の一部を次のように改正するものでございます。

改正の概要につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律がございまして、その規定に基づいて、職員の育児休業等に関する条例を制定運用してございますけれども、働きながら育児しやすい環境整備に向けまして、この度、根拠となる関係法令が改正されております。その改正に基づいて、関係条例の一部を改正するものでございます。

概要につきまして、説明資料の新旧対照表でご説明致します。予算説明資料ナンバー1、総務企画課関係をご覧ください。1ページ目から5ページ目まで、新旧対照表を添付してございます。新旧対照表2ページに記述してございます、2条の2につきましては、養子縁組里親の法定化に伴う改正でございます。

更に説明資料3ページ、2条の4の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の現行1歳6か月までなんですけれども、それを2歳まで再延長にするということで、その改正に伴うものでございます。更に新旧対照表4ページ目の3条の改正につきましては、育児休業等の再度承認等ができる特別な事情を新たに事項として追加をしてございますので、その部分の関連条例の項目を改正しているものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、交付の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第9号、『知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長(西野俊一)

議案第9号、知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を次のように廃止する。

めくっていただきまして、知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年条例第16号)は、廃止する。

今回の廃止につきまして、趣旨をご説明致します。当センターにつきましては、種苗育成供給の安定を図り、漁業の振興に資する目的で、昭和59年に町が設置し、その後、老朽化により、現在の施設を平成10年に再度、整備したものであります。この施設管理を漁協に委託し、漁協において、コンブ、ワカメの種苗生産やヒラメ、クロソイの中間育成などに使用してきましたが、施設の老朽化が著しく進み、今後、強風や雪害で被害が出る恐れがありました。そこで、新年度予算に出てきますけれども、漁協におきまして新しく水産種苗生産施設を建設する計画にあることから、この度、漁協の方から依頼がありまして、施設を無償譲渡とすることになりました。よって、知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、交付の日から施行します。以上で説明を終わります。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6番(西山和夫)

今回、今まで委託していたものを譲渡して、組合で管理していただく方向になる。それはあくまでも新設した後なんでしょうけれども、それで、広域の中で、ソイ等育成して放流してきた、そういう事業を今後も続けるためには、施設がなければだめだと。それプラスアルファ、コンブ、ワカメの種苗の育成もありますので、その施設を今回、雪害等で、屋根が潰れたということで、新しくしたいという要請なんだろうけれども、これ以前、取水工事の関係で、町長がこれと連携していますのでというお話ありました。それで、今回、こういう形で新年度予算で改修工事が行われるんだろうと思いますけれども、この施



設建てて、譲渡して、今度、組合で固定資産税発生するわけですが、その額というのは、どの程度になるのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

質問者にですけれども、今、質問者からあったとおり、新年度予算でこの部分出てまいりますので、質問の趣旨としては、そちらだと思いますので、一度だけ答弁はさせますけれども、そういうことをご了解いただきたいと思います。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、この今ある施設につきましては、これが可決されると譲渡しまして、今の施設を漁協の方で解体します。その予算につきましても、新年度予算に出てきまして、漁協が事業主体となりまして、今ある施設を解体致します。そこで、先ほど説明しました新しい施設、1億3,500万円程度ですが、それは国の事業を今、採択になる見込みですので、4月に、それで着手して、施設を作る予定ですが、固定資産税につきましては、まだ今のところこちらで抑えておりません。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 平成30年度知内町行政執行方針について（町長）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『平成30年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明願います。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

平成30年度町行政執行方針

I はじめに

平成30年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行について私の所信を申し述べさせていただきます。私は、町民の皆様とともに「元気で豊かな知内町」の実現と、町民一人ひとりが、町に誇りを持ち安心して住み続けられるよう、まちづくりに邁進して参りましたが、昨年は町が昭和42年に町制を施行して以来、50年の節目を迎えることができましたが、本年は、これまで積み重ねられた歴史を礎に、知内町の次の50年・100年を見据えて持続可能なまちづくりをスタートする大事な年であります。

本年は、本町の基幹産業の農林水産業等の担い手確保のための中核施設であります「し

りうち地域産業担い手センター」が4月に供用を開始する予定となっており、新たな担い手確保に向け、各関係機関・団体と一層の連携を図りながら積極的に取り組んで参りたいと考えております。

また、湯ノ里地区で整備が進められております江差福祉会の障がい者授産施設「知内FDセンター」は4月に稼動を予定し、渡島西部における障がい者就労の中核的施設として、また、本町で生産される農産物や水産物を活用した新たな商品開発なども計画されており、本町の産業振興という点からも大いに期待を寄せているところであります。

さらに、旧共同育成牧野跡に整備が進められています「知内メガソーラー20M発電所」は、本年12月には、発電が開始となる見通しであり、再生可能エネルギーへの取り組みや地域産業への貢献などからも期待しているところであります。

さて、わが国の景気は緩やかに持ち直し雇用環境の改善傾向も見られるものの、地方を取り巻く状況は人口減少や少子化、超高齢社会の進行など、多くの自治体が様々な課題に直面しています。

このような状況にあっても、先人の遺産を受け継ぎながら、引き続き「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」の実現に向け、各種施策事業を職員一丸となって、積極果敢に取り組んで参りますので、町民皆様には何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## II 基本方針

次に、町政に対する基本的な考え方について申し上げます。

私は、本町のまちづくりの指針となる「第6次知内町まちづくり総合計画」に掲げる次の4つの施策の柱を基本としながら、知内町のまちづくりに鋭意取り組んで参ります。

1. まちに希望を持ち安心して住み続ける（定住）
2. まちへ新しい人の流れをつくる（移住）
3. まちの資源を生かして賑わいをつくる（交流）
4. まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生）

また、これらの4つの柱に連携し「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める重点プロジェクトである

1. 豊かな暮らし創造プロジェクト
2. 活力ある地域産業創造プロジェクト
3. 新たな時代に向けた地域創造プロジェクト

を展開し、知内町の創生に向けて各種の施策を積極的に推進して参ります。

## III 主要施策の推進

次に、主要な施策についてご説明申し上げます。

第1に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける」であります。

### (1) 産業を振興する

「まちに希望を持ち安心して住み続ける」ためには、地域産業の振興発展が最重要であろうと考えます。これまで培ってきた知恵と経験に加え、新たな視点を持った担い手の育成確保により、本町産業の強化を図って参ります。

#### 1) 農業振興

生産基盤の整備充実とともに、新規就農者対策を積極的に進め、担い手・後継者の育成確保や省力化を図り、知内農業の維持発展と安全、安心で良質な産品づくりによる知内ブランドの確立を支援します。

①地域産業担い手センターの活用とあわせ新規就農希望者や体験希望者の受入体制の構築

を図ります。

- ②生産性向上と省力化のため農機具等の導入を推進します。
- ③国営農地造成地未利用地の再整備事業を進めるとともに、国営土地改良事業の完了に向けた手続きを開始します。
- ④野菜集出荷貯蔵施設再編に伴うニラ共選料の農家負担の軽減を図ります。
- ⑤ものづくり産業振興事業や担い手養成講座により、担い手人材育成を図ります。
- ⑥農地の多面的機能を維持保全するための、地域活動組織に支援をします。
- ⑦「重内地区」及び「重内第二地区」水路等整備事業の受益者負担の軽減を図ります。

## 2) 林業振興

森林資源の保全整備を推進するとともに、森林資源の循環利用や高度利用による林業・木材産業等の振興を図り、併せて林業担い手対策事業を実施して持続可能な森林づくりと林業振興を進めます。

- ①森林資源保全のため間伐等の「町有林整備事業」を実施するとともに、民有林における造林や除間伐など森林整備に対し、町独自の上乘せ補助を継続実施します。
- ②地域材の有効利用を促進するため、住宅建設等に対して「地域材活用住宅助成事業」を継続実施します。
- ③有害鳥獣被害防止のため、捕獲奨励金の上乗せ補助や、エゾシカ被害対策会議の活動支援とともに、新たにハンター資格を取得する者へ必要経費の助成をします。
- ④水源涵養や二酸化炭素の吸収源となる森林の保全のため「水源林造成事業」を実施します。
- ⑤林業就業者の確保のため、関係機関と連携しながら育成強化に努め、支援体制の構築や支援策について検討します。

## 3) 漁業振興

漁船漁業の不振や魚価の低迷など漁業を取り巻く厳しい環境下にあつて、増養殖施設等の生産環境整備や水産物の資源増大対策をはじめ、漁労環境の改善や付加価値向上対策を進め、あわせて担い手と後継者の育成確保に努め、漁家経営の維持安定を図ります。

- ①漁業の経営の安定化と生産性の向上に資する、機器導入に係る助成制度を継続実施します。
- ②ものづくり産業振興事業により漁業担い手育成確保のため、新規就漁支援給付金事業を継続実施します。
- ③資源培養管理型漁業の振興によりホヤ・ナマコの種苗生産体制確立と事業化を図るとともに、ウニ・アワビの沿岸資源増大のため種苗放流を継続し、採貝漁業の推進を図ります。
- ④養殖漁業生産向上のため、老朽化が著しい養殖ブロック係留環改善整備事業を支援します。
- ⑤水産物のブランド化や消費拡大事業を支援します。
- ⑥カキ・ホタテ生産基地として中の川漁港の衛生管理対策と防災力強化に向け天蓋施設の整備（水産生産基盤整備事業）を継続実施します。
- ⑦水産種苗生産施設の再編整備を支援し、コンブ・ワカメの種苗を安定的に生産できる環境や、クロソイ中間育成の体制を整備して、生産者の所得向上を図ります。

## 4) 商工業振興

商工業については、高齢化が進行する中にあつて、生活必需品等の購買が困難な買い物弱者への対策を講じ利便性の確保に努めるとともに、製造業や建設業では既存企業の育成

強化とあわせ、起業や新分野への進出を支援します。

①ものづくり産業振興事業により、町内企業等の「新分野進出」や「新商品開発」「企業・商品価値向上」「人材育成」など地域産業振興と新規起業等への支援とともに、商業担い手育成確保のため新規就業支援給付金事業を継続実施します。

②ものづくり産業振興事業により、町外からの立地企業に対する支援制度を継続実施します。

③商工振興を図るため、従来の商工振興指導事業助成に加え、町内商業のにぎわい創出事業に支援を継続します。

④文化・スポーツ合宿誘致をはじめ交流人口の拡大により、商業振興を図ります。

⑤「サマーカーニバル」や「カキニラまつり」などイベント事業を支援します。

## (2) 雇用を創出する

町の活力維持と人口減対策のため、町内での雇用の確保、とりわけ「若者の雇用対策」のため、企業誘致や町内既存企業の雇用拡大のほか新規起業支援など、雇用の創出・拡充を積極的に図ります。

①ものづくり産業振興事業により、既存企業の育成、体質強化や起業、新分野進出などを推進し、雇用の創出を図ります。

②町の特長（光ファイバー網、北海道新幹線、高規格道路）を活かした企業誘致活動を実施します。

③町と関係機関の連携による無料職業紹介事業を継続実施します。

④新規高卒者等を採用する町内事業所への支援を継続します。

⑤外国人技能実習生の受入に対する支援制度を創設します。

## (3) 快適な暮らしの基盤をつくる

快適な生活環境インフラ整備は、定住維持の重要な要素であり、住環境の改善、水道の安定供給や下水道の普及促進、道路網の整備、循環型社会づくりの推進、便利な交通体系整備、そして情報通信の活用などを推進します。

①道路交通の安全性、信頼性確保のため橋梁長寿命化事業を継続して実施し、昨年着工した町道重内上雷線改良舗装工事は本年度の完成に向け工事を着実に実施します。

また、生活道路の整備助成を引き続き実施するとともに高齢者、交通弱者の生活利便性向上を図るため実証運行を重ねてきたデマンドバスは本格導入に向け協議を進めます。

②「安全」「安心」な水道水を将来にわたって「安定的」に供給できるよう、災害に強い施設に更新して参ります。また、持続可能な水道事業であり続けるために効率的、合理的な水道事業経営に努めます。

③下水道、浄化槽の普及促進のため助成事業を継続して実施するとともに、安心な施設運営のため下水道施設を効率的に更新します。

④本年12月に予定するメガソーラー発電の稼働に向け、工事の円滑な進捗に協力するとともに、森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの熱利用を継続し、街路灯や中央公民館照明のLED化等を進めて「低炭素地域づくり」を積極的に推進します。

⑤町営住宅の効率的な更新を行い、町営住宅需要に的確に対応できるよう、長寿命化計画の見直しを行います。また快適な町営住宅で暮らせるよう設備の改修を継続して実施します。

⑥「松前半島道路」の整備促進に向けた要請活動を強化します。

## (4) 暮らしの安全・安心を高める

町民が、安全で安心して暮らすことができるよう防災対策などに万全を期するとともに、

恵まれた自然環境の保全と環境に調和したまちづくりを推進して参ります。

また、高齢者等が安心して暮らせるよう生活環境の整備を進めます。

①高齢者がより安心して暮らせる地域をつくるため、ICTを活用したタブレット型情報端末等に関する導入計画を策定し、平成31年度以降の本格導入に向けた体制を整備します。

②高齢者等の除雪サービス・屋根雪下ろし事業等を継続実施し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

③福祉灯油購入費助成の拡充など低所得者への支援を継続実施します。

④高齢者等の見守り体制の充実を図ります。

⑤消火栓の更新等を計画的に進め、消防力の強化を図ります。

⑥自主防災組織等による防災訓練等を支援します。

⑦中の川、森越川、山栗川、外記川、股瀬川の河川改修工事、砂防工事の早期完成、さらには、中の川地区の海岸侵食対策、高波対策について国・道をはじめとする関係機関へ要望します。

#### (5) 健康ではつらつと暮らす

町民一人ひとりが健康で心豊かに暮らすことができるよう努めるとともに、高齢者や障がい者の皆さんが、地域で安心して生活できるよう体制を整備します。

また、安定した国民健康保険事業の運営や地域医療体制の充実を図ります。

①認知症高齢者及び家族を支えるため、「認知症サポーター」養成を継続実施するとともに、支援体制を充実します。

②在宅中の高齢者等の緊急時への迅速・円滑な対応に向け、要援護世帯に緊急通報情報「緊急連絡シート」を配付整備します。

③介護予防を健康づくりと連続的・一体的に行い、健康寿命の延伸を図ります。

④第七期介護保険事業計画では、平成32年4月開設に向けて高齢者認知症グループホームの整備を盛り込み、また、介護予防・日常生活支援総合事業など介護保険事業の充実に取り組んで参ります。

⑤老人クラブ活動の支援や健康づくり・交流の場の提供に努めます。

⑥障がい者住宅改修事業助成の継続実施など障がい者福祉の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと雇用の場の確保に努めます。

⑦住民健（検）診や各種予防接種の助成を継続するとともに、受診・接種勧奨を進めます。

⑧シニア世代が積極的に社会参加できるよう、介護予防サポーター及びボランティア養成講座を継続実施するとともに、ボランティア活動や就労の場の創設について検討します。

#### (6) 心豊かに暮らす

町民一人ひとりが自己実現できる学習環境の整備を進め、地域づくりの担い手としての意識醸成を図ります。

また、皆スポーツ活動を推進し町民の健康づくりを推進します。

さらに、知内高校の二間口維持のための教育環境整備と教育内容の充実を図るとともに、地域ぐるみの学校づくりのため「コミュニティスクール」の一層の深化を図ります。

①スポーツによる町民の健康づくりのため、町民プールをはじめ各スポーツ施設を活用した運動教室を実施します。

②「チャレンジデー2018」の実施や「すこやかロード」を活用した、町民の皆スポーツに向けた取組みを進め、元気なまちづくりを推進します。

③学校と連携した地域学習組織づくりと学習の場づくりに努めるとともに、学びを通じた住民主体の地域づくりに努めます。

④町立知内高校の教育内容の充実とキャリアアップのため、2年生全員の海外研修や海外短期留学事業を継続実施するとともに、国内全域から選ばれる学校づくりに取り組み、西南渡島拠点校としての信頼性の向上に努めます。また、女子生徒の学区外就学生等を受け入れる女子寮の建設について検討を進めます。

⑤「コミュニティ・スクール」を中核とした、地域ぐるみの学校づくりを推進します。

#### (7) 文化を高め、歴史を伝える

町民の自主的な文化芸術活動に対する支援を継続するとともに芸術鑑賞や発表機会の拡充を図り、町民が心豊かに文化の香りがする民度の高いまちづくりを推進するとともに、先人から引き継いだ貴重な文化財の保存伝承を推進します。

①中央公民館や郷土資料館での、各種教室・講座の充実を図り、町民の主体的な学習活動を支援するとともに、町民の読書環境の充実にも努めます。

②郷土資料や過去の映像など、有形無形の貴重な文化財資料を整理活用しての郷土史学習を開催するとともに、郷土資料館の改築について検討します。

#### (8) みんなでまちづくりを進める

住民相互の連帯と協調を強めながら、住民一人ひとりの意志に基づいた住民主体のまちづくりを進め、若年人口の減少や女性の就労に伴うまちづくりの担い手の確保のため、研修会派遣など自主的な地域づくり活動への支援を継続します。

①ふるさと創生事業により、各種団体が自主的に実施する研修活動や地域づくり活動を支援します。

#### (9) 地域と行政の連携を深める

まちづくりは、行政と住民がお互いに役割を担いながら、協力しあうことが基本であることから、住民に対して情報発信を積極的に行うとともに、地域住民や町民団体との交流や意見交換を通じて、住民と協働のまちづくりを進めます。

①まちづくり懇談会、ふれあい懇話会を継続開催します。

②まちづくり移動町長室を継続開催します。

③異業種青年団体や子育て世代の方々との意見交換・懇談会を継続して開催します。

④町内会が自主的に行うコミュニティ活動を支援します。

#### (10) 信頼される行政を進める

迅速かつ正確で、質の高い行政サービスを提供できる体制を整えるため、事務の簡素化、効率化に努めつつ、職員の資質の向上とまちづくり意識の高揚を図るとともに、住民ニーズや行政課題に的確に対応します。

①職員による不祥事の再発防止に向け法令遵守と服務規律の徹底を図ります。

②情報セキュリティ対策を強化します。

③行政資源の効果的運用を図るため、新地方公会計制度に基づく財務書類を公表します。

④職員の資質向上・意識改革を図るとともに、職員の人事評価を実施します。

⑤公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な維持管理に努めます。

⑥町ウェブサイト等の効果的な運用により、迅速で的確な行政情報の発信に努めます。

第2に、「まちへ新しい人の流れをつくる」であります。

#### (1) 移住者を温かく迎え、まちづくりの仲間をつくる・増やす

定住人口の維持と他地域からの移住受入が、まちづくりや地域づくりの活力維持、さらには地域産業の担い手確保に、大きく寄与することが期待できることから、移住促進を積

極的に推進します。

- ①首都圏をはじめ道内主要都市で定住・移住フェアを開催し、移住促進を積極的に推進します。
- ②元町定住団地に整備したセミオーダー住宅のモデル住宅を活用して、町への移住を促進します。
- ③移住・定住・福祉・買い物・交通等多岐にわたる移住等情報需要に対し、一元的な情報提供・相談サービス体制を展開し円滑な移住等の受入を推進します。
- ④空家対策については、移住や定住の促進に向け空家の利活用に対する支援制度や、特定空家の除却に対する支援制度を創設し、総合的な空き家対策を推進します。

第3に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる」であります。

#### (1) まちの資源を生かした観光を育てる

本町は、自然環境や特産品など近隣他町に勝るとも劣らない、誇りうる資源が数多くあり、高速交通網が整備されることにより、これまでも増して交流人口の増大が期待されています。とりわけ、本町産業の体験や都市住民との交流など、本町の地域資源を最大限活用した観光振興を進めます。

- ①メガソーラー建設地周辺に植樹等を行うとともに、物産館、新幹線展望塔との連動と、農村活性化センターの新たな活用など、道の駅周辺のゾーン整備による交流人口の増大を図ります。
- ②町にある地域資源を活かした新たな観光マネジメント機能を備えた組織体（日本版DMO）を設立し、観光地域づくりを推進します。
- ③町の特産品開発を積極的に支援するとともに、「物産館」や「かき小屋知内番屋」等を活用して、町の特産品のPRと商品販売を促進します。
- ④「かき小屋知内番屋」が昨年度より実施している、新名物「牡蠣飯弁当」の積極的なPRを通じて、知内かき海峡育ちなど地域特産品の高付加価値化とブランド力向上を図ります。
- ⑤観光パンフレットや町のウェブサイト等を活用し、観光PR体制を強化するとともに、町を紹介しているサイト間の連携強化を図ります。
- ⑥「矢越山荘」を拠点に、小谷石地域の観光資源、人的資源を活かした自然体験活動や研修事業、交流事業を推進し、地域の活性化と観光振興を図ります。
- ⑦豊かな自然環境などの地域資源を最大限に活用した「知内版体験教育型観光プログラム」開発と、ツアーの継続実施により地域活性化と交流人口の増大に努めます。

#### (2) 多様な交流を広め・深める

児童生徒をはじめ各年代層の人材育成のため、国際交流の対応や都市住民との交流機会を拡充するとともに、スポーツ交流を積極的に推進し、近隣町との連携のもとで合宿の里づくりを積極的に進めます。

- ①各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿による町の活性化を目指し、渡島総合振興局、渡島西部近隣町と連携を図りながらスポーツ合宿共同誘致の体制づくりを図ります。
- ②各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿を通じたスポーツ交流を一層推進するため、渡島総合振興局等と連携の下、モデル事業の推進とスポーツ交流人口拡大に向けた多目的体育館の整備について継続して検討するとともに、スポーツ交流人口の拡大に向けた調査研究委託事業の報告書に基づき、各関係団体や町内会への説明会を実施します。

- ③スポーツ等合宿を積極的に進めるため、合宿を行う団体に対する助成制度を継続実施します。
- ④各団体との連携により、各種文化・スポーツ交流事業を実施して、交流人口の増加を目指します。
- ⑤ふるさと創生補助事業で町民が自主的に行う各種の交流活動を支援します。
- ⑥友好町である今別町との交流活動を支援します。

第4に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる」であります。

本町においても、未婚率や婚姻年齢の上昇、育児や子育ての負担感なども影響して出生数が減少していることから、結婚・出産・子育ての支援施策を拡充して、子育てがしやすい町、子育てが楽しい町、子どもが健やかに育つまちづくりを推進します。

(1) 結婚・出産・子育て支援のしくみをつくる

- ①町内産業青年団体等による婚活イベントの開催を支援するとともに、結婚相談体制の構築を目指します。
- ②妊婦健診助成や通院費助成を継続実施します。また、育児安心事業（育児支援、相談、精神的フォロー）として、産後1ヶ月以内に全戸訪問を実施するとともに、乳幼児健診をはじめ5歳児健診100%受診を目指します。
- ③乳幼児を持つ親を対象に、小児科医による子育て講座を実施します。  
また乳幼児を対象とする定期予防接種の接種勧奨をするとともに、接種費用を町で全額負担します。子宮頸がんワクチン接種は、国の動向や情報の収集に努めます。
- ④新生児聴覚検査助成や不妊・不育治療助成制度を新たに創設します。
- ⑤子どもの遊び場や遊具を整備し、安全に安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- ⑥子どもと保護者が交流を通じて子育ての情報交換ができる「子育てサロン」や「育児サークル支援」を実施します。
- ⑦中学生までの医療費を無料とする子ども医療費助成制度を高校生まで拡大するとともに、インフルエンザ・おたふく・ロタウイルス等任意予防接種費用助成を継続します。
- ⑧フッ化物洗口、フッ素塗布を継続実施し、虫歯保有率の低下を目指します。
- ⑨子ども発達支援センターの充実を図ります。
- ⑩保育料の保護者負担の軽減措置を実施するとともに、保護者のニーズに対応した延長保育、一時預かり保育を継続し、幼稚園における預かり保育事業を拡大実施します。
- ⑪知内幼稚園の平成32年度新園舎開設に向けた設計に着手するとともに、幼保連携型の認定子ども園の開設について引き続き検討して参ります。
- ⑫学童保育事業を継続実施するとともに一層の充実を図ります。
- ⑬湯の里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業で湯ノ里・涌元小学校児童同居世帯への家賃助成事業を継続実施します。

#### IV むすび

本町には、先人が築き上げてきた長い歴史と他に誇りうる資源があります。

そして、まちづくりを担う素晴らしい人財という財産があります。

この先50年・100年を見据えた新しいまちづくりに向けて、本町のあらゆる資源と財産を最大限に活用し、町を持続・発展させ、町民皆様が幸せを実感し、町民一人ひとりがふるさと「知内町」に誇りを持ち続け、いつまでも住み続ける町にしていくために、職員と一丸となって歩いて行く覚悟であります。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



て、平成30年度の行政執行方針と致します。

平成30年3月。知内町長 大野幸孝。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、町行政執行方針は終わりました。

---

● 平成30年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、『平成30年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明を願います。

◎ 教育長（本間茂裕）

平成30年度 教育行政執行方針

I はじめに

平成30年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

昨年は町制施行50周年にあたり、あらためて、先人の築かれた半世紀に亘る歴史を振り返り、この豊かな郷土とくらしを未来へ繋ぐことの大切さを町ぐるみで再確認したところです。21世紀は、この先さらに加速度的な技術革新やグローバル化の進展により、先行き不透明な時代の到来が言われています。そこに生きる子どもたちには、命の尊厳と豊かな人間性を第一に、新しい時代に必要となる資質・能力を育まなければなりません。

II 基本的な考え方

このような考えの下、知徳体の調和の取れた学校教育とそれを支える生涯学習の基本姿勢について申し上げます。

第1に、前向きで自立的な学習習慣とそれを支える望ましい生活習慣の定着に向けて、家庭・学校・地域が連携した取組みを継続してまいります。

第2に、地域の教育ネットワークを生かした学習活動や交流を通じて、一人ひとりの自己実現を果たす生涯学習の充実に努めてまいります。

子どもたちが故郷に誇りと愛着を持ち、地域の担い手として、たくましく成長し、住む人が豊かな生活環境のもと、文化・スポーツ活動や交流を通じて、潤いと活力ある暮らしを送ることができるよう、次のとおり教育行政を推進してまいります。

III 教育委員会の充実

新たな教育委員会制度に移行して3年目を迎えます。新しい制度の趣旨を踏まえ、教育現場の状況を的確に把握した教育行政を推進するため、各施策の点検・評価に努め、総合教育会議を通じて、住民の代表者たる首長との連携を図ってまいります。また、教育委員と事務局職員が課題に焦点化した研修に努め、子どもたちや教職員の意欲を高める教育行政の推進に努めてまいります。

IV 学校教育の推進

次に、平成30年度の重点施策について申し上げます。

1 学びの充実にめざした取組み

校種や学校規模にかかわらず、教育の質の維持・向上に努めます。

①自立的な学習習慣と基礎・基本の定着

子ども一人ひとりを見つめ、学びあい、学びなおしを大切にします。自分で計画を立て、

勉強に向かうことは自分自身の未来を切り拓くことに他なりません。前後の授業や家庭学習につながる学びの連続性を生かした授業づくりやあらためて「読むこと・書くこと」の反復を大切にしながら基礎・基本の定着に努めてまいります。

#### ②発達に応じたキャリア教育の取組み

子どもたち一人ひとりが抱く将来の夢や希望は、学びの原動力です。働く人の話を聴く、現場を見学する、仕事を体験する。将来の自分が社会とどう関わるのか、そのためにどう学ぶのか。幼児教育での心情・意欲・態度の育成にはじまり、発達段階に応じた実践的なキャリア教育に取組み、地域社会の教育力で子どもたちの学びに向かう力を育てまいります。

#### ③豊かな人間性と道徳教育

日常の教育活動全体を通して、豊かな心を育てることに努め、新たな「特別の教科・道徳」では、自分ならどう考え、どう行動するのか、対話的な学びを通じて、「聴く力」や「伝える力」を育てます。また、中高では討論等の言語活動や集団カウンセリング活動を通じてコミュニケーション能力や発信力のある社会人としての資質を育てまいります。

#### ④運動習慣を育てる取組み

学校保健会、体育科教材開発委員会の提言を受け、各学校の目標設定のもと、生活改善の取組みやマラソンチャレンジ、縄跳びチャレンジをはじめ、冬場の外遊び等、実態に応じた取組みが行われています。今後も家庭・地域と連携しながら、取組みの経過や成果の見える化を図ることで子どもたちの意欲を引き出し、運動に親しむ活動に取組んでまいります。

#### ⑤新たな幼児教育のはじまり

新幼稚園教育要領が全面実施となり、新たな幼児教育が始まります。読み聞かせ活動や運動教室、様々な遊びを通じて一人ひとりの発達を促し、小学校との円滑な接続を図ります。また、預かり保育の時間帯を拡大し、就労保護者のニーズにお応えする他、平成32年度の新園舎オープンに向け、今年度は建替え工事の設計段階に入ります。幼保連携型認定こども園開設についても引き続き検討してまいります。

#### ⑥地域ぐるみの特別支援教育

社会福祉法人・江差福祉会のFDセンターが今春、湯ノ里地区にオープンします。インクルーシブ教育の理念をふまえ、すべての子どもたちの社会的自立を目指して、今後も保護者との信頼関係のもと、学校間連携に努めながら、適切な支援・指導に努めてまいります。また、引き続き支援員を各園校に配置する他、合理的配慮協力員を学校教育課に配置し、各園学校のサポートや保護者相談、外部機関との連携に努めてまいります。

#### ⑦心育てる読書活動の取組み

道立図書館からの大量貸出しを活用し、本を円滑に循環させ、各学校と連携し蔵書データの一元管理化等、中央公民館図書室と学校図書館とのネットワーク化を進めてまいります。また、ニーズに応える移動図書館の運営に努め、子どもたちに人気の「ブックフェスティバル事業」の一層の工夫改善や利用者の目線に立って、中央公民館の読書環境の整備に努めてまいります。

### 2 学びを支える体制づくり

新しい時代に必要となる資質・能力を育むために、学校間の連携、教職員研修、生徒指導の充実を図ります。

#### ①地域の教育ネットワークを生かした取組み

町内の教職員のそれぞれの専門性を生かして課題の改善・解決に取組んでまいります。

知内町学びの充実検討委員会では、町内一斉の「家庭学習強調週間」の設定等、小中高が連携した取組を進めています。また、中高合同の乗入れ授業や部活動をはじめ、幼小中高間の幼児・児童・生徒そして教員の連携交流やコミュニティ・スクールとの連携を促進してまいります。

#### ②新たな課題と研修体制の推進

小中学校では新学習指導要領への移行期間が始まり、アクティブ・ラーニングを生かした授業づくりが進められています。ICT活用能力等の育成を見据え、今後もICT支援員配置事業を継続し、ハード・ソフト両面に亘るICT環境の計画的な整備に努めてまいります。また、時間増となる小学校・外国語活動については、英語教育推進協議会や外国語指導助手と連携し、引き続き実践的な研修活動を進めてまいります。

#### ③きめ細やかな生徒指導の取組み

子どもたちの自己肯定感と自己教育力の育成を第一に、小中高では、継ぎ目のない生徒理解に努め、専門スタッフを交え、組織的な教育相談に取組みます。併せて、知内町いじめ防止条例をふまえ、いじめ防止委員会の定期的な開催により、現状と取組みの定期的な点検・検証に努めてまいります。また、スマートフォンのコミュニティサイトの利用を通じて、少年少女の犯罪被害が急増していることから、あらためてフィルタリングの設定や家庭内での約束づくり等、啓発に努めてまいります。

#### ④食からの学びと安全な学校給食

子どもたちの意欲や気力を支える望ましい食習慣の定着を大切にしております。給食は「生きた教材」であり、新鮮で栄養価の高い地場産の食材を生かし、関係機関と連携した食育の授業を通じて、食材の旬や郷土に対する理解、生産に関わる人々への感謝の思いを育てます。また、給食調理の基本事項の確認や施設・設備の保安全管理を徹底し、保護者と連携したアレルギー対応等、安全・安心な学校給食の配食に努めてまいります。

#### ⑤安全・防災教育の推進

学校施設は、非常災害時には地域の避難場所となることから、学校・地域が一体となった避難訓練を行う等、防災意識の醸成を図ります。また、知内町通学路安全推進委員会や各地域の見守り隊と連携し、児童・生徒の登下校の安全確保に努め、併せて、子どもたちが不審者被害から身を守るため、適切に退避行動を取ることができるよう指導を徹底してまいります。

### 3 地域と共に在る学校づくり

幼小中高すべてがコミュニティ・スクールとなって3年目を迎えます。それぞれの校種や地域性を生かした新たな展開を支援してまいります。

#### ①町ぐるみのコミュニティ・スクールの推進

各学校運営協議会では、教育活動の充実や地域連携について熱心な協議が行われ、学習支援活動や環境整備事業が行われています。活動の充実・発展に向け、引き続き「知内町コミュニティ・スクール連絡会議」を開催し、町ぐるみで持続可能なコミュニティ・スクールの運営手法や地域連携について、研修・情報交換に努めてまいります。

#### ②地域の担い手教育の推進

有権者教育と地域の担い手育成の必要性が言われています。昨年初の中学生議会が開催され、地方自治・地方議会について体験的な学習が行われました。小学校では、子どもたちが地域の観光大使として「まちづくり」活動を支えるための学習を進めています。また、町立高校では、行政、産業界、大学と連携し、地域の担い手としての実践的な学び「地域創生学習」が始まります。子どもたちが地域の特色や課題に目を向けての主体的な学習を

応援してまいります。

### ③望ましい生活習慣の定着

早寝・早起き・朝ご飯の生活リズムを大切にしております。本町の子どもたちは、テレビゲームやスマートフォンを扱う時間が多く、逆に家庭学習の時間が少ない傾向にあります。「知内町スマホ・メディアルール」に基づき、各家庭での望ましい生活習慣づくりを呼びかける他、WHO（世界保健機関）や医療現場から提言されているインターネットゲーム依存による健康被害についても各学校・町PTA連合会等と連携し、積極的に情報発信してまいります。

### ④学校における働き方改革の取組み

教職員が健康でやりがいを持って教育活動に臨めるよう、定時退勤日・部活動休養日の設定等、時間外勤務縮減のための具体的な取組みを継続してまいります。また、保護者、地域、関係機関の理解を頂きながら、「学校閉庁日の設定」等、地域の実情を踏まえ計画的な実施に努めてまいります。

## 4 町立高校の運営

少子化のもと全道的に高校の統廃合が進む中、西南渡島拠点校として町立高校の魅力化を進め、普通科2間口を運営してまいります。

### ①教育内容の充実に向けて

授業改善に努め、学びの質を高めてまいります。また、多様化する進路ニーズに応えるため、科目選択の幅を広げた新たな教育課程を導入し、外国語科目を増単し、外部検定受験と併せて語学力向上を図ります。昨年初実施の海外見学旅行・短期留学事業については評価・検証を踏まえ、今後も知内町の特色ある教育活動として、生徒一人ひとりの国際的視野の広がりやキャリア向上に資するよう研修の質の向上を図ってまいります。

### ②通学区域を道内から国内へ

平成30年度から通学区域を道内から国内に広げ、関心の高い教育課程・進路指導・部活動の充実を図り、国内全域から選ばれる学校づくりに取り組んでまいります。また、遠隔地からの入学者のための男子寮（青少年交流センター）では、施設運営・生活指導を教育委員会と学校が連携して運営にあたり、生徒の自主性・協働性を育てることで、保護者の期待に応え、併せて、女子寮の建設についても検討してまいります。

## V 生涯学習の推進

次に、生涯学習の重点施策について申し上げます。

### 1 社会教育の推進

総合社会教育会議を通じて、住民が主役の生きがいを感じる生涯学習活動を進めてまいります。

#### ①安心感のある幼児家庭教育

子育てサークルでは、育児の悩みを語り合える情報交換や学びの場を提供し、保健センターとの連携のもと、安心感のある相談体制を図ってまいります。また、絵本との出会いを通じて母子の触れ合いを深める「ブックスタート事業」や幼児の自信の芽を育む「運動遊び」等、幼児家庭教育の支援に努めてまいります。

#### ②地域ぐるみの青少年教育

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、地域ぐるみで教育に取り組む体制づくりが求められています。「放課後子ども教室」、「子ども会育成事業」等を通じて、社会教育が学校教育を応援します。また、中央公民館では中学生・高校生に学習室を開放し、生徒の自主的な学習の場を提供してまいります。

### ③まちづくりを担う成人教育

「公民館講座」では、まちづくり・生活・創作・芸術・教育等、地域住民の興味・関心に応えるバランスのとれた企画・運営に努めてまいります。また、「町民自主企画講座」では、住民の主体的な活動の場、自己啓発の場として活用頂けるよう情報発信してまいります。

### ④生きがいを感じる高齢者活動

シニア世代のみなさんが心身健康で心豊かに暮らせるよう、「知内みらい大学」・「地域みらい大学」での日常生活に密着した学びや交流の充実を図ってまいります。また、「世代間交流事業」では、経験に裏付けされた豊富な知識・技、そして人間力を若い世代に伝えて頂く機会を設けてまいります。

### ⑤心の豊かさが実感できる芸術・文化活動

各学校や関係団体と連携し、幼児・児童・生徒・成人のライフスタイルに応じた「芸術鑑賞事業」を進めてまいります。各文化団体では、作品展示の機会を増やす等、新会員の発掘につながる活動を応援してまいります。また、年に1度の「町民文化祭」では、集客を意識し、町内外のネットワークを生かした企画・運営に取り組んでまいります。

郷土資料館では歴史や文化・自然について学ぶ拠点として「ミュージアム・パル」、「知内学のすすめ」等の事業を進め、保存している貴重な文化財を活用し、北海道命名150年を記念した「明治時代初期の知内」をテーマに特別展を企画、開催いたします。また、将来的な郷土資料館改築について検討してまいります。

文化交流センター・第2町民体育館では、行政・教育・外部団体等により、多目的な活用が図られています。地域に親しまれる社会教育施設として更に有効利用を図ってまいります。

## 2 生涯スポーツの振興

スポーツ振興を通じて、町民皆スポーツ活動を推進し、明るく健康で活力ある地域社会づくりに努めてまいります。

### スポーツ振興を図る推進体制の充実

年齢や経験によってスポーツには多様な関わり方があります。スポーツ推進委員会議や体育協会と連携し、「する・みる・支えるスポーツ」を推進し、「スポーツセンターニュース」や館内展示等を通じて、各種事業について積極的に情報発信することで参加を広く呼びかけてまいります。また、安全と使いやすさに留意し、スポーツ施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

### ライフステージに応じた運動やスポーツの取組み

幼児期の心身の成長に重要な「キッズ運動教室」では訪問指導を通じて保護者の意識を高め、「青少年スポーツ教室」では多様なスポーツに幅広く触れる場を提供し、成人スポーツでは、「アクアビクス」や「ウォーキング」、「チャレンジデー」等各種事業により住民のスポーツ交流を推進してまいります。また、高齢者・障がい者スポーツでは、大会や教室開催の他、指導者派遣事業を通じて、広く社会への参画を促進してまいります。競技スポーツ振興には、最新の指導理論やコーチングについて、スポーツ指導者研修会の充実を図り、各団体の競技力の向上を図ってまいります。

### スポーツ合宿・大会誘致による交流促進

北海道及び西部四町連携事業のもと、高校野球をモデル事業に位置づけ、デフリンピック・スキーをはじめ各種スポーツ合宿受入れの環境整備に努めてまいります。この7月に本町開催予定の全道中体連野球大会をはじめ、各種スポーツ大会の誘致を通じて、人と人

とがふれあう交流の機会を促進してまいります。また、スポーツ交流人口拡大に向けた将来的な施設整備について検討を継続してまいります。

#### VI むすびに

平成30年度は、「知内町第2次学校教育中期推進計画」「知内町第7次社会教育中期推進計画」の策定・実施から3年目にあたり、折り返しの時期を迎えます。これまでの2年間の取組を踏まえて、学ぶ人たちの自信と可能性を引き出し、地域社会の活性化につながる人材育成に資するよう教育行政の推進に取り組むと同時に、あらためて信頼の礎である法令遵守と服務規律の徹底に努めてまいります。

平成30年度知内町教育行政執行にあたり、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成30年3月8日。 知内町教育委員会教育長 本間茂裕。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、教育行政執行方針は終わりました。

ここで暫時休憩致します。

再開は、11時5分と致します。

( 休憩 午前10時52分 )

( 再開 午前11時 5分 )

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

---

### ● 議案第10号 町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第9、議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』から、日程第24、議案第25号、『平成30年度知内町水道事業会計予算について』の16議案は、いずれも平成30年度予算に関する議案であります。

したがって、この16議案は、一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、以上の16議案は、一括議題とすることに決定致しました。

これから議題となった議案第10号から順次、提案理由の説明を求めます。

日程第9、議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第10号、町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例についてです。

町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を次のように改正するものでございます。

めくっていただきまして、町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例ということでございますが、記載のとおり、町長の給料月額を現行「685,000円」から「700,000円」に、副町長の給料月額を現行「590,000円」から「600,000円」に、教育長の給料月額を現行「525,000円」から「560,000円」にそれぞれ引き上げる内容となっております。

昨年12月4日に委員5名をもって、特別職報酬等審議会を開催してございますけれども、知内町の特別職の給料月額が町長、副町長、教育長とも、渡島総合振興局管内でもっとも低い水準となっていることに鑑みまして、管内で知内町の次に水準の低い町と同額とすることが妥当である旨の答申をいただいております。今回、その答申に従いまして、給料月額の改正を提案するものでございます。したがって、今回の改正をお認めいただいた場合にあっては、引き続き、この特別職の給料月額が渡島総合振興局管内で最低水準が維持されるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

附則と致しまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。以上です。

---

## ● 議案第11号 知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第11号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

### ◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第11号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次のページでございます。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、予算説明資料見出しナンバー4、生活福祉課関係の11ページの新旧対照表でご説明致します。今回の改正は、国民健康保険の都道府県化に伴い、国民健康保険法第11条の条文中、国民健康保険運営協議会とある標記が削除されることから、従来の国民健康保険運営協議会の体制を維持するため、条例の一部を改正するものでございます。改正する条文は、第1章で、「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に改め、第2章では、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、名称を知内町国民健康保険運営協議会とするものでございます。

議案に戻りまして、1ページをお開きください。附則と致しまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

---

## ● 議案第12号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第12号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第12号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及

び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

めくっていただきまして、改正の内容につきましては、記載のとおりなんですけれども、予算説明資料見出し4、生活福祉課説明資料の13ページの新旧対照表に記載のとおりです。この度、先ほどご説明を申し上げました、国民健康保険運営協議会の名称を知内町国民健康保険運営協議会に改める必要があることから、当該の条文の文言を改正するものでございます。

附則と致しまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひ致します。

---

### ● 議案第13号 知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第13号、『知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第13号、知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、予算説明資料見出しナンバー4、生活福祉課説明資料の15ページの新旧対照表でご説明致します。今回の改正につきましては、国が定めます持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、これが平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設することに伴い、条例改正するものでございます。

改正の具体的な内容につきましては、国保、後期の資格の適用は、住所地で行うことを原則しております。施設等に入所して住所が移った場合、住所地特例により施設入所前の住所地の被保険者としておりますが、この住所地特例が75歳到達などにより、国保から後期高齢者に移行した場合、住所地特例の適用がなされないことから、今回の改正により引き続き住所地特例が適用され、全住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直すものでございます。

議案に戻りまして、附則と致しまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

---

### ● 議案第14号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第14号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。



生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第14号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険料の料金の方です。保険料第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」とあるものを今回、「平成30年度から平成32年度まで」に改めるものでございます。

附則と致しまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第15号 知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第15号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

議案第15号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。

知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期計画）を策定したいので、議会の議決を求める。

お手元の計画書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

本計画の基本的事項について、説明をさせていただきます。

最初に計画策定の趣旨と目標であります。介護保険制度が施行された平成12年以降、75歳以上人口は、大幅に増加し、今後、更に増加が見込まれ、更に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらに認知症の方の増加が見込まれています。こうした中、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心していつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるように、社会的資源を効率的かつ効果的に活用して、十分なサービスの確保をすると共に、自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステムを構築していかなければならないものと考えているところであります。また、今後、更に増加が想定される認知症の方に適切に対応するため、今、第7期計画期間内にグループホームの整備も予定したところであります。

2として、計画の位置付け期間であります。本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定するものであり、計画期間は、平成30年4月から平成33年3月までの3か年計画で、策定にあたりましては、高齢者福祉関係機関等との連携のもと、介護事業関係者等による地域ケア会議、介護保険運営協議会等での意見を踏まえて策定し、今般、議会の議決を求めるものであります。

計画の内容につきましては、生活福祉課長よりこのあと説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

それでは、引き続き、概要のご説明を致します。

4ページをお開きください。第2表では、高齢者の現状と将来推計について記載してございます。知内町全体の人口は、年々減少傾向にあり、計画最終年の平成32年では、人口は約4,200人となる一方で、高齢者の人口はピークを迎えますが、年々増加傾向にあります。また、高齢化率については、40%を超える見通しとなっております。また、介護認定者数についても増加の傾向にございます。

10ページをお開きください。10ページでは、認知症、高齢者の状況を記載しておりますが、認知症高齢者の数も同様に年々増加の傾向にございます。

12ページからは、在宅介護実態調査による集計結果をグラフ化したものでございます。

第3章と致しまして、18ページ以降、計画推進のための基本理念及び目標について記載してございます。ここでは、第7期計画では、第6期計画と同様、1人ひとりが笑顔あふれ心豊かでぬくもりのある町を基本理念とし、大きく4つの基本目標を設定し、引き続き、第6期計画と並んで取り組んでいく内容となっております。

22ページからの第4章について、第4章では、高齢者保健福祉事業及び27ページからの第5章、介護サービス現状と将来推計についても、引き続き第6期計画と内容は大きく変わるものではございません。引き続き、事業の充実を図りながら取り組んでまいります。

33ページでは、介護サービス費の現状と将来推計を記載してございます。介護サービス費全体では、先ほど副町長より説明がありましたとおり、認知症高齢者グループの整備を予定しているところであり、下の表にお示しのとおり、平成32年計画の居宅サービス分が大きく伸びることが予想されます。

34ページは、介護サービス費を年度別にグラフ化したものでございます。また、認知症高齢者グループホームの区分は、認知症対応型共同生活介護に分類されます。利用者数及び給付額の推移については、36ページの表にございます14行目にですね、認知症対応型共同生活介護という形で記載してございますので、ご参照願いたいと思います。

37ページは、第6章と致しまして、地域支援事業について記載してございます。ここでは、平成29年から開始されました介護予防日常生活支援総合事業について、必要に応じ準備、整備してまいります。また、包括的支援事業及び任意事業については、引き続き、事業を実施し、支援を行います。

40ページからは、第7章と致しまして、地域包括ケアシステム構築に向けて記載してございます。ここでは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護事業者などの関係者と連携を図るため、医療、介護連携推進事業を新たに実施してまいります。具体的には、この事業は、町単独での実施は困難であるため、入院病床のある木古内町国保病院との連携が必要であることから、平成30年度より木古内町国保病院に協議会事務局を設置致しまして、木古内町、知内町、福島町の3町合同で事業を実施してまいります。また、認知症施策の推進では、認知症高齢者及びその家族への支援として、平成29年度に認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置致しましたので、認知症で悩んでおられる家族への支援について、広く住民に周知し、支援や制度の活用をいただけるよう努めます。

42ページからは、平成28年度に地域の社会資源の状況把握及び訪問による日常生活

状況調査を実施した調査項目を一部抜粋し、グラフ化したものでございます。

49ページ、ここでは、第8章と致しまして、介護機関における介護保険費用の額について記載してございます。標準給付額の見込みでは、平成32年度からの認知症高齢者グループホームの運営開始により、大きく膨らむことが予想されます。第7期計画での介護給付費及び地域支援事業の総額は、14億1,593万4千円の見込みとなり、第6期総合計画の総額14億265万円と比較し、約1,328万4千円の増額となる見込みでございます。介護納付及び地域支援事業全体の財源内訳は、50ページに記載のとおり、負担割合及び率等の変更はございません。このことから第7期の介護保険料の算出については、歳出にあたる標準納付額は、第6期計画に比べて1,328万4千円の増額となる見込みですが、歳入となる介護保険料の収入見込み額では、被保険者数の増加もあり、第6期計画の収入見込み額より増額となることが見込まれます。また、平成29年12月末現在では、介護保険基金に5,452万9千円の積立があることから、第7期介護保険計画では、介護保険料の引き上げについては、しないことと致しました。第7期計画での介護保険料の年額については、52ページに記載のとおり第6期計画の保険料及び区分等の変更はございません。

最後に第9章と致しまして、計画推進に向けて関係部署や地域関係機関との連携を図り、町民との協働を築いてまいります。

以上で知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第7期計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

---

## ● 議案第16号 しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第16号、『しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副町長（網野 眞）

議案第16号、しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、ご説明を申し上げます。農林水産業を基幹とする本町の地域産業の維持と振興発展のため、担い手の確保と育成は極めて重要であり、また、喫緊の課題でもあります。そのため、本町地域産業の担い手研修に際して、宿泊や交流研修などの就業環境を整える目的で整備致しました、しりうち地域産業担い手センターの適正な管理と効果的な利用に資するため、必要な事項を定める本条例を制定するものであります。

条例の内容については、産業振興課長より説明をさせていただきます。

### ◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

### ◎ 産業振興課長（西野俊一）

私の方から、条例の内容について説明させていただきます。議案の次のページをお開き願ひます。この条例は、第1条の目的から、第15条の規則への委任までの構成となって

おります。

詳細につきましては、予算説明資料、見出し5の産業振興課関係の13ページをお開きください。予算説明資料見出し5の産業振興課の13ページでございます。概要につきましては、制定の目的であります、今、副町長がおっしゃいました、本町における産業担い手の確保と育成を図るため、現在、重内地区に建設しております。このため、地方自治法第244条の2に基づきまして、本センターの設置及び管理に関する必要な事項を条例により定めることを目的としております。

条例の主な内容でございますけれども、第1条、設置目的は、今まで言ったとおり、地域産業担い手の確保と育成。第2条の名称及び位置につきましては、しりうち地域産業担い手センターとしまして、重内31番地の104に設置しております。第3条、管理の運営でございますけれども、町が担う。ただし、関係する公共的団体に委ねることができるという規定も設けております。第4条、使用者の資格で、宿泊室と研修室に分けられておりまして、宿泊室につきましては、就労に向けた研修を行おうとする者。就労体験や生活体験を希望する者。町内の企業、農業法人等へ就労する者。学生等で農林水産業等の研修、体験希望する者としております。それから、研修室等につきましては、宿泊室の使用の許可を受けた者。それから、農林水産業及び商工観光に関係する団体及び個人としております。第7条の使用料でございますけれども、四角の中にありますとおり、宿泊室につきましては、長期と短期と分けておりまして、長期につきましては、30日以上、短期につきましては、30日未満。あと、Aタイプ、Bタイプは、1名の入室のときにはAタイプ、2名以上はBタイプとしておりまして、記載しているような使用料をいただくことになっております。第10条で、宿泊室使用者の責務ということをごちの方で謳っております、積極的に町内行事に参加すること。また、町民との交流を図ること。他の使用者、青年団体等連携を図り、担い手センターを利用した催事等開催に携わることということで、ただ、入るだけではなくて、町民といろいろと交流を図りながら、以前にも説明しましたけれども、ここでの研修会、それから、特産品の販売等をしたマルシェ等を開催していただきたいということで、条例で強く謳っております。

それでは、最後に議案に戻っていただきまして、附則としまして、第1項で、この条例は、平成30年4月1日から施行します。

第2項で、施設の使用許可において準備行為はこの条例の施行前でもできるというような規定にしております。以上で説明を終わります。

---

## ● 議案第17号 知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第17号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第17号、知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記と致しまして、1、公の施設の名称、知内町健康保養センター。2と致しまして、指定管理者の名称、株式会社スリーエス。3、指定期間と致しまして、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3か年でございます。

この指定につきましては、2月26日に指定管理者の選定委員会を開催してございまして、株式会社スリーエスを指定管理者とすることを妥当だという結論を得ているところでございます。説明は以上です。

---

## ● 議案第18号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第18号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第18号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記と致しまして、1、公の施設の名称、知内町青少年交流センター。2と致しまして、指定管理者の名称、株式会社スリーエス。3、指定期間と致しまして、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3か年ということでございます。

先ほどの議案と同様、2月26日に指定管理者選定委員会を開催してございまして、株式会社スリーエスを指定管理者とすることは妥当だという結論を得ているところでございます。説明は以上です。

---

## ● 議案第19号 平成30年度知内町一般会計予算について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第19号、『平成30年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は予め平成30年度知内町一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から款毎に順次、担当課長より説明を求めます。

1款議会費、2款総務費、9款消防費、12款公債費、13款職員等給与費、14款予備費については、総務企画課長。次に3款民生費及び4款衛生費については、生活福祉課長。次に5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費については、産業振興課長。次に8款土木費及び11款災害復旧費については、建設水道課長。次に10款教育費については、学校教育課長。この順で行います。

最初に平成30年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副町長（網野 眞）

それでは、お手元に配付させていただきました平成30年度一般会計予算の編成について、説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

はじめに、予算編成の基本的な考え方について、ご説明を申し上げます。

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、先行きについては海外経済の不確実性に留意する必要があると指摘されているところです。そうした中、平成30年度の地方財政計画は、地方が子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額を確保することを基本としておりますが、地方税については、国税収入と共に増収が見込まれることから、地方交付税等については、減額となっております。

一方、当町の財政は、歳入では町税や地方交付税等が減少し、歳出においては社会保障関係経費や公共施設等の維持管理経費の負担が増加する中、一般財源の不足に対応するため財政調整基金の繰入れが必要となるなど厳しい状況となっております。

このようなことから、平成30年度予算編成にあたっては、「まちづくり総合計画」の3年目、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4年目を迎えることを踏まえ、「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」の実現に向け、地域経済のさらなる活性化を図るための各種の産業振興施策の展開と住民福祉の増進のための施策に要する財源を確保する一方で、一般行政経費の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を意識した予算編成と致しました。

平成30年度予算を編成するにあたり、歳出面では、本年度実施予定の普通建設事業につきましては、補助事業は前年度当初費2億6,800万円減の1億100万円、単独事業は、前年度当初費2,300万円増の2億7,300万円を計上致しました。内容については、知内幼稚園整備設計業務委託3,600万円、水産種苗生産施設整備事業1億100万円のほか、主に公共施設及び道路・橋梁の維持補修事業となっております。今後も公共施設の改修等を計画的に実施する必要があることから、緊急性に配慮しつつ、事業実施の優先度を判断し、普通建設事業費の平準化に努めた予算となっております。

公債費につきましては、前年度当初比3,400万円増の7億8千万円となっております。増加の要因と致しましては、平成26年度発行の過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債の元金償還開始によるものです。一方で、公債費残高については減少傾向にあり、平成30年度末では前年度末3億4,300万円減の45億3,300万円となる見込みであります。

なお、公債費負担の平準化を図る観点から、平成29年度に引き続き減債基金8,900万円の繰り入れを行うこととしております。

一方、歳入面では町税につきましては、主に償却資産の減価による固定資産税の減が見込まれており、町税全体で前年度決算見込み4,700万円減の6億8,100万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、普通交付税について地方財政計画を基本としつつ当町の特殊事情を勘案し、交付基準額を前年度交付額より800万円増の17億7,700万円と試算致しました。主な増加要因につきましては、町税収入の減少による基準財政収入額の減、基準財政需要額に係る歳出特別枠の廃止による減、事業費補正及び公債費の増を見込んだことによるものです。また、普通交付税の試算に関連して、臨時財政対策債を1億900万円、特別交付税を1億2千万円と試算しております。

基金繰入金につきましては、施設の改修事業費等に公共施設等整備基金7,600万円

を充当するほか、ものづくり産業振興基金、教育振興基金等の各種基金等の目的に沿った事業へ充当し、更に財源不足への対応のため、財政調整基金から1億8,700万円を繰り入れることとしております。

以上、平成30年度予算編成の概要についてご説明致しましたが、当初予算規模は前年度当初費2億2,800万円、5.2%減の41億3,400万円、これに補正予算による計上予定額を含めた見込では、前年度比3億5,200万円、7.4%減の43億6,900万円となっております。

なお、主な事業につきましては、「平成30年度予定事業調」資料をご参照いただきたいと存じます。

次に3ページの平成30年度年度間財政規模の概要について、説明をさせていただきます。

総額は43億6,900万円、うち当初予算計上額は41億3,400万円、前年度当初比で2億2,800万円、5.2%の減となっております。

次に歳入は、(1)町税は、総額6億8,100万円、前年度当初比で1,700万円、2.6%の増。主なものとして、町民税は1億8,200万円、うち個人町民税は1億5千万円、固定資産税は4億4,800万円となっております。

(2)地方交付税、地方交付税は、総額で18億9,700万円、当初予算同額計上で、前年度当初比5,900万円、3.2%の増であります。

次に(3)国庫支出金は、総額で2億9,400万円、当初予算計上額2億1,500万円、前年当初比2千万円、8.5%の減で、主な計上額は、社会資本整備総合交付金橋梁補修工事ほか補正分であります。6,400万円。浜の活力再生交付金水産種苗生産施設整備事業であります。6,300万円。障害者介護給付・訓練費等給付費負担金4,900万円などであります。

(4)道支出金は、総額で2億500万円。うち当初予算計上額1億8,400万円、前年度当初比9,500万円、34.1%の減で、主な計上額は、障害者介護給付・訓練費等給付費負担金2,400万円、保険基盤安定制度負担金、国民健康保険であります。2,200万円。農地耕作条件改善事業補助金2,100万円などであります。

(5)繰入金は、総額5億2,700万円で、うち当初予算計上額4億8,800万円、前年度当初比1億2千万円、19.7%の減で、主な計上額については、財政調整基金繰入金補正分を含めてであります。1億8,700万円。ものづくり産業振興基金繰入金9,700万円、減債基金繰入金8,900万円、公共施設等整備基金7,600万円などあります。

(6)町債は、総額4億100万円で、うち当初予算計上額3億800万円、前年度当初比1億200万円、25%の減となっております。主な計上額については、臨時財政対策債1億900万円、町道重内上雷線改良舗装工事8,100万円、水産種苗生産施設整備事業3,800万円、橋梁補修工事補正分であります。3,300万円。知内幼稚園整備実施設計委託事業、補正分であります。2,600万円などとなっております。

次に3の歳出であります。(1)人件費、給与、各種報酬等は、当初予算計上額は、8億1,700万円、前年度当初比で600万円、0.8%の減となっております。

歳出のうち義務的な経費である人件費については、これまで同様適正な定員管理に配慮し、その増加の抑制に努めることを基本としてまいります。

なお、平成30年度においては、新規採用5名を予定しておりますが、退職者と新規採用者の給与差による人件費は減となっております。

(2) 一般行政経費であります。一般行政経費は、これまでも経費全般にわたる節減合理化に努力してまいりました。しかし、物件費については、経済情勢の変化に伴う物価上昇、情報セキュリティ対策経費の増等により増加傾向にあります。また、維持補修費についても、各公共施設の老朽化のため、増加傾向にありますが、適切な維持管理によりその抑制に努めてまいります。

一部事務組合負担金を除いた補助費については、各種補助金等の必要性や公益性、投資効果を日常的に点検し、より効果的な執行に努めてまいります。

アとして、物件費は、当初予算計上額7億6,500万円、前年度当初比で6,400万円、9.1%の増となっております。

維持補修費は、8千万円で、前年度当初比1千万円、14.7%の増。

扶助費は2億6,600万円で、前年度当初比500万円、1.7%の減。

補助費は、7億1,600万円で、前年度当初比8,200万円、10.2%の減となっております。

以下、款別予算計上の主な内容は、次のとおりであります。

2款総務費は、総額2億8,400万円、当初予算計上額2億8千万円で、前年度当初比2,100万円、8.3%の増で、主な計上事業費等は、ふるさと納税推進事業は、教育振興基金積立分800万円を含めて、3千万円。観光地域づくり戦略推進事業、日本版DMO法人運営助成であります、1,300万円。空家等対策推進事業1,100万円、本会議場音響設備更新事業700万円、定住・移住に関するプラットフォーム事業、定住・移住フェアであります。700万円などであります。

次に3款民生費は、総額5億4,900万円の計上で、当初予算計上額5億4,600万円、前年当初比100万円、0.2%の増で、主な計上事業費等は、障害者介護給付・訓練給付事業9,700万円、介護保険費9,500万円、保育園委託事業6,900万円、児童手当交付事業4,900万円。子ども医療費助成事業2千万円、湯ノ里地区ゲートボール場整備事業600万円、放課後児童健全育成事業600万円などとなっております。

4款の衛生費は、総額2億1,400万円で、当初予算同額計上で、前年当初比1,100万円、4.8%の減で、主な計上事業費等は、清掃費、一部事務組合負担金、塵芥収集委託であります。1億4千万円。予防事業、成人母子保健予防接種、生活習慣病健診等で、2,200万円。がん検診事業1千万円などあります。

次に5款労働費は、総額200万円で、当初予算同額計上で、前年度当初比10万円、1.1%の減であります。知内町新規高卒者等雇用奨励助成150万円を計上したところあります。

6款農林水産業費は、総額4億5,300万円、当初予算計上額4億1千万円。前年度当初比1億1,300万円、21.6%の減で、主な計上事業費等は、ものづくり産業支援事業1億1,400万円。水産種苗生産施設整備事業1億100万円。町有林整備事業、間伐等あります、3,500万円。多面的機能支払交付金事業2,300万円、農地耕作条件改善事業2,100万円、水産生産基盤整備負担金事業、補正分であります、2千万円。知内ダム管理費2千万円、ニラ共同調整包装施設利用助成事業1,900万円、知内町地域材活用住宅助成事業900万円などあります。

7款商工費は、総額7,700万円、当初予算計上額7,200万円、前年当初比1千万円。12.1%の減で、主な計上事業費等として、こもれば温泉管理運営業務委託2,300万円。知内町「食」のスポット施設関連経費600万円、サマーカーニバルin知



内助成、補正分であります。400万円などとなっております。

8款土木費は、総額4億1,900万円、当初予算計上額3億1,400万円、前年度当初比7,100万円。29.5%の増で、主な計上事業費等は、下水道事業特別会計繰出金1億1,700万円、橋梁補修工事、新知内橋、股瀬橋、向上雷橋、補正分でありませ、8,900万円。町道重内上雷線、改良舗装工事8,100万円、町道等除排雪関連関係経費5,100万円、町道ミヂの沢線付替工事2,300万円、湯ノ里団地個別改善事業補正分であります。1,400万円などであります。

9款消費費は、総額2億1,900万円で、当初予算同額計上で前年度当初比5,500万円、20.1%の減で、主な計上事業費等は、Jアラート機器更新事業500万円、渡島西部広域事務組合負担金2億900万円、うち消火栓更新工事400万円などあります。

10款の教育費は、総額5億700万円、当初予算計上額4億4,700万円で、前年度当初比1億6,400万円、26.9%の減で、主な計上事業費等は、知内幼稚園整備設計業務委託補正分を含むであります、3,600万円。中央公民館照明LED化事業補正分であります、2,900万円、特別支援教育支援事業1,600万円、学校給食センター食缶洗浄機更新事業1千万円、知内高校コンピュータ機器更新事業1千万円を計上したところであります。

12款公債費は、総額7億8千万円、当初予算同額計上で、前年度当初費3,400万円、4.6%の増であります。

13款職員等給与費は、総額8億400万円、当初予算同額計上で、前年度当初費200万円。0.2%の減であります。

以上、平成30年度の一般会計の編成について説明をさせていただきました。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長から一般会計予算の編成についての説明がありました。

ここで、暫時、昼食のため休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

( 休憩 午前11時55分 )

( 再開 午後 1時00分 )

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

只今、議案第19号、平成30年度知内町一般会計補正予算が議題となっております。

予算編成の考え方について、副町長の説明が終わりましたので、次に総務企画課長より説明を求めます。

#### ◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第19号、平成30年度知内町一般会計予算についてです。

平成30年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,400万円と定めます。

2と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」によります。

第2条、地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」に

よりもります。

第3条、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めます。

例によりまして、歳出からご説明を致します。95ページです。

95ページ、1款1項1目議会費、本年度予算4,243万6千円。比較で30万4千円の減でございますが、内容は前年度と大きく変わるものではございません。

96ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に5,165万9千円。対前年比較で849万3千円の増です。主な増減の内容は、13節委託料で、情報セキュリティ強化対策事業委託料の804万9千円の増が主な内容となっております。

次に98ページ、2目会計管理費59万9千円。前年同額計上でございます。

99ページ、3目財産管理費に6,794万1千円の計上で、前年比較1,502万5千円の増ですが、主な要因は、13節委託料で、ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理業務委託料1,542万3千円の増です。これまで行いました庁舎照明のLED化によって、PCBを使用した蛍光灯安定器94台510kgでありますけれども、これを現在、保管してございます。処理の法定期限が平成35年までと定めてられておりまして、今後、処理費用の上昇、単価の上昇が見込まれることから、本年度の予算で処分することが適切と判断をして予算を計上しているものでございます。

101ページ、4目財政調整基金費に698万7千円の計上で、比較41万2千円の減です。減債基金積立金から公共施設等整備基金積立金までの積立金利子等を計上してございます。また、平成29年度決算見込みによる翌年度繰越金を1千万円と見込んでおりまして、地方財政法の規定によって、2分1の500万円の積立を計上しているものでございます。

102ページ、5目公平委員会費1万円、前年同額の計上でございます。

103ページ、6目企画総務費に566万7千円の計上で、比較350万5千円の減ですが、19節負担金補助及び交付金で、ふるさと創生事業補助金でございます。これまで当初予算で850万円を計上してきましたが、高校生の海外留学事業をふるさと納税を積み立てている教育振興基金で対応することとし、本年度500万円を計上していることによりまします。

104ページ、7目計画調査費、今年度予算計上はございません。企画総務費に予算を統合してございます。

105ページ、8目広報費です。515万7千円の計上で、対前年度243万5千円の増ですけれども、18節備品購入費で、広報用公用車の更新を予定していることによりまします。なお、現有車両は、平成9年購入で、20年を経過してございます。

106ページ、9目交通安全対策費に430万9千円の計上で、対前比較179万2千円の減となっております。要因は、18節備品購入費で昨年計上してございました、交通安全車1台の購入分の減となっております。

107ページ、10目環境対策費です。402万6千円の計上で、22万3千円の減となっておりますが、内容としては大きく変わるものではございません。

108ページ、11目地域会館管理費に1,374万1千円の計上で、4万7千円の増となっております。前年と大きく変わるものではございませんが、12節役務費の通信料にこれまで計上してございました35万円を新たに計上しております。地域会館の電話回線につきましては、携帯電話等の普及によりまして、現在、ほとんど利用がなく、収入がない一方で、回線の維持経費を各町内会で1町内会あたり2万円から3万円負担を

いただいております。避難所として、有線回線を今後も維持する必要から、本年度から町で回線維持費を負担することとしたことによる計上でございます。

109ページ、12目自治振興費です。5,294万8千円の計上で、797万3千円の増となっておりますけれども、19節負担金補助及び交付金で、空家のリフォーム支援として300万円、空家除却支援として600万円を本年度新たに計上したことによるものでございます。なお、空家の支援事業の概要は、予算説明資料見出し1の11ページから13ページに添付してございますので、ご参照をお願い致します。

111ページです。13目職員厚生管理費に305万5千円の計上で、50万円の増となっておりますけれども、主な要因は、産業医の1名増によるものでございます。

112ページ、14目マイクロバス運営費に261万2千円の計上で、比較718万4千円の減となっております。昨年度、福祉バス購入費として830万円を計上しており、今年度、その分の減となっているものでございます。

113ページ、15目諸費です。50万円同額計上でございます。

114ページ、16目地域創生推進費に2,523万7千円を計上し、84万1千円の減となっております。本年度も引き続き、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、13節委託料に移住・定住プラットフォーム事業526万円、19節負担金補助及び交付金に観光地域づくり戦略推進事業助成として、1,322万9千円を計上してございますけれども、昨年計上しておりました12節役務費の新聞広告費など、613万6千円の減、更に13節委託料の新たな地域公共交通委託料432万円の減、デマンドバスの車両購入費461万6千円の減などによりまして、予算の全体では、84万1千円の減となっているものでございます。なお、本年度の主な事業の内容は、予算説明資料見出し2、地域創生推進室の1ページ、2ページ及び見出し5、産業振興課の11ページをご参照ください。

次に115ページ、17目町制50周年記念事業費です。昨年度の事業完了によりまして、本年度計上はございません。

116ページ、2項徴税费、1目税務総務費です。82万円の計上で、同額計上でございます。

117ページ、2目賦課徴収費に1,328万1千円の計上で、68万2千円の増となっておりますけれども、要因は13節委託料で、昨年度計上しておりました固定資産税評価替え処理料の業務で54万円が完了となって、減となっている一方で、地方税共通納税システム対応業務の委託料として、128万円が増となっていることによる差引の増でございます。

118ページ、3項1目戸籍住民登録費に1,167万9千円の計上で、313万8千円の増となっております。要因は13節委託料に住基ネットシステム共同利用機器更新委託として293万8千円の計上によるものでございます。

119ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費に116万9千円の計上です。前年と大きく変わるものではございません。

120ページ、2目知内町長選挙費に653万1千円の計上です。来年2月の任期到来による選挙費用の計上でございます。

121ページ、5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費99万6千円の計上でございます。対前年度78万3千円の増となっておりますけれども、本年度統計調査として5年ごとに行われております漁業センサスと住宅土地統計の実施に伴う増でございます。

122ページ、6項1目監査委員費に119万8千円の計上で、2万5千円の減となっております。内容は大きく変わるものではありません。

次に9款消防費をご説明します。175ページです。9款1項1目消防費に2億874万8千円を計上し、比較で6,016万5千円の減となっております。減の主な要因は、平成29年度で負担金の中に消防ポンプ自動車1台更新にかかる予算が計上されておまして、その分の完了の減によるものでございます。

176ページ、2目災害対策費に1,060万4千円の計上で、496万9千円の増となっております。13節委託料で、Jアラート機器更新委託料470万3千円の増によるものでございます。

引き続き、公債費です。209ページをお願いします。12款1項公債費、1目元金に7億4,389万8千円の計上で、4,343万8千円の増でございます。主な要因は、過疎対策事業債の元金償還が対前年度比4,626万5千円の増となっていることによるものです。

210ページ、2目利子に3,578万5千円の計上で、対前年度950万3千円の減となっております。借入利率の低下及び起債償還の完了によるものですが、平成29年度一般会計補正予算でもご説明しておりますが、現在の借入利率、政府資金で0.01%と非常に低率となっております。

211ページ、13款1項1目職員等給与費に8億384万8千円の計上で、対前年174万9千円の減となっております。前年と大きく変わるものではありませんが、この一般会計予算書の214ページから219ページまで、人件費の内訳、増減の内訳を記載しておりますので、ご参照をお願いします。

213ページ、14款1項1目予備費に300万円同額計上でございます。総務企画課関係は以上です。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

続いて、生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

123ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に4,942万7千円の計上。前年度対比1,548万8千円の減額です。主な要因は、昨年度まで行っていました臨時福祉給付金事業が終了したことによるものでございます。

次に2目国民年金費に29万8千円の計上。前年度対比21万2千円の増額です。主な要因は、13節委託料で、年金生活者支援給付金システム改修委託によるものでございます。

3目社会福祉費に1億1,350万9千円の計上。前年度対比556万円の増額です。主な要因は、15節工事請負費で、湯ノ里地区に新たにゲートボール場を整備するための工事費の増によるものでございます。

127ページ、4目心身障害者特別対策費及び母子等福祉費に1億3,316万8千円の計上。前年度対比1,536万7千円の増額です。主な要因は、20節扶助費で障害者の介護給付費訓練等給付及び自立支援医療費で、対象者の増及び高額医療によるものでございます。

129ページ、5目介護保険費に9,446万円の計上。前年度対比346万1千円の減額です。主な要因は、28節繰出金で、介護保険特別会計の繰出金の減によるものでございます。

130ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に2,363万2千円の計上。前

年度対比188万7千円の増額です。主な要因は、20節扶助費で子ども医療費分で中学生まで医療費無償化を今年度高校生まで拡大することによるものでございます。

2目児童措置費に1億2,453万3千円の計上。前年度対比385万8千円の減額です。主な要因は、13節委託料で保育料の委託料分として、保育単価の増により167万9千円の増ですが、20節扶助費で児童手当対象者の減により、453万円の減となっております。

次に132ページ、3目児童福祉施設費に706万4千円の計上。前年度対比62万3千円の増額です。主な要因は、7節賃金で代替保育士の賃金単価の増によるものです。また、12節役務費で公用車の自賠責保険料及び代行料の増によるものでございます。

3項1目災害救助費に30万円の計上。前年度対比同額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に248万8千円の計上。前年度対比41万6千円の減額です。主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、道南ドクターヘリ運航経費負担金の減によるものでございます。

次に2目予防費に3,480万8千円の計上。前年度対比262万1千円の減です。主な要因は、12節役務費で定期・任意予防接種など、各種健診実績に伴い、271万6千円の減。19節負担金補助及び交付金で、新たに母子保健事業と致しまして新設致しました新生児聴覚検査助成金及び不妊・不育治療助成金で、125万円の増によるものです。なお、新生児聴覚検査助成金及び不妊・不育治療助成金の概要につきましては、追加予算説明資料の見出しナンバー1、1ページに添付してございます。なお、大変、申し訳ございません。予算説明資料追加の生活福祉課の2ページ目をお開きください。この中で、不育治療で知内町と北海道の比較ということで記載してございます。その中で、対象年齢、知内町制限なし、北海道43歳未満と記載してございますが、北海道も限定なしということで、訂正をお願いします。

次に137ページ、3目環境衛生費に635万2千円の計上。前年度対比4万6千円の減額です。内容につきましては、前年度と大きくは変わるものではございません。

4目診療所費に1,491万8千円の計上。前年度対比24万7千円の増額です。内容につきましては、前年度と大きくは変わるものではございません。

5目保健医療総合センター管理費に1,308万6千円の計上。前年度対比67万9千円の増額です。主な要因は、13節委託料で、保健センターの自動ドア開閉装置更新に伴う委託料の増によるものでございます。

次に2項1目清掃費に1億4,031万9千円の計上。前年度対比922万6千円の減額です。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合で394万3千円の減、並びに渡島廃棄物処理広域連合負担金で、521万円のそれぞれの減によるものでございます。

次に3項1目上下水道費に215万3千円の計上。前年度対比62万7千円の増額です。主な要因は、28節繰出金で、水道事業会計の繰出金の増によるものでございます。

すみません。125ページの15節工事請負費、湯ノ里ゲートボール場整備工事につきましては、予算説明資料見出しナンバー4の生活福祉課7ページに、湯ノ里ゲートボール場の工事の概要も図面を載せてございますので、よろしくお願い致します。以上で終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長(西野俊一)

産業振興課関係の予算について、ご説明致します。ページ、142ページです。

5款1項1目労働費に171万8千円を計上。前年度対比1万9千円の減で、前年度と内容は大きく変わっておりません。

次に143ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に536万4千円を計上。前年度対比75万8千円の増で、主な要因は、9節旅費で農業委員の研修、3年に1回の研修旅費の増と13節委託料で、農地台帳システム改修委託料が新たに増えたことによるものであります。

次に144ページ、2目農業総務費に65万5千円を計上。前年度対比12万5千円の増で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で北海道土地改良事業団体連合会負担金の事業日割りが増加したことによるものです。

次に145ページ、3目農業振興費に5,243万7千円を計上。前年度対比6,674万3千円の減で、主な要因は13節委託料で、昨年計上していました農業振興地域整備計画作成業務委託料がなくなったこと、19節負担金補助及び交付金で、昨年度まで計上していました、産地パワーアップ事業補助金がなくなったこと、更に23節償還金利子及び割引料で、知内地区国営ダムの償還が終了したことによるものであります。

次に147ページ、4目農地費に3,253万1千円を計上。前年度対比4,132万3千円の減で、主な要因は、15節工事請負費で農地耕作条件改善事業工事が国の補正予算により、29年度事業に計上したことによる減、それから、19節負担金補助及び交付金で、農業競争力特別対策事業補助金の事業費が減少したことによるものであります。

次に148ページ、5目畜産振興費に5万3千円を計上。前年度対比15万1千円の減で、主な要因は19節負担金補助及び交付金で、酪農ヘルパー事業助成金が3年間助成期間が終了したことによる減であります。

次に149ページ、6目農村活性化センター・公園管理費に192万9千円を計上。前年度対比51万8千円の減で、主な要因は、11節需用費で、活性化センターが現在使用されていないことにより、電気料等が減となっております。

次に150ページ、7目知内ダム管理費に2,172万3千円を計上。前年度対比602万5千円の増で、主な要因は、11節需用費の修理費で、知内ダム河川放流遊漁権の更新分として増加したものです。

次に151ページ、2項林業費、1目林業総務費に62万1千円を計上。前年度対比7万8千円の減で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、知内町鳥獣被害対策協議会助成金がなくなったことと、はこだて森林認証協議会負担金が新たに発生したことによるものです。

次に152ページ、2目林業振興費に1,922万5千円を計上。前年度対比723万1千円の減で、主な要因は、昨年度、町制施行50周年記念で実施しました、町民植樹祭関連経費の減と昨年度、15節工事請負費で計上していました藤棚設置工事がなくなったこと、更に19節負担金補助及び交付金で、森林整備対策事業補助金の減によるものであります。

次に153ページ、3目造林事業費に3,540万7千円を計上。前年度対比1,027万5千円の増で、主な要因は13節委託料で町有林整備事業が増となっております。

次に154ページ、4目水源林造成事業に11万5千円を計上。前年度同額で内容は変わっておりません。

次に155ページ、5目治山事業費に15万8千円を計上。前年度同額で、内容は変わっておりません。

次に156ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に331万6千円を計上。前年度対比1万9千円の減で、前年度と大きく内容は変わっておりません。

次に157ページ、2目水産振興費に1億2,002万7千円を計上。前年度対比4,920万2千円の増で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、水産種苗育成センター解体事業助成金と水産種苗生産施設整備事業助成金を新たに計上。また、昨年計上しました、定置網漁業振興対策事業助成がなくなったことと、知内町漁業競争力強化型機器等導入事業が昨年より半分に減になっております。更に水産生産基盤整備事業負担金、中ノ川の天蓋施設の関係ですけれども、今年度は補正予算で計上するため減となっております。

次に158ページ、4項1目ものづくり産業振興費に1億1,364万円を計上。前年度対比6,653万円の減で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金でものづくり産業振興事業補助金等が減となっております。

次に159ページ、5項地域産業担い手センター費、1目地域産業担い手事業費に107万6千円を計上。これは今年度地域産業担い手センターが開設することを契機としまして、産業の係ごとに行っていた担い手対策事業につきまして、更に連携を図っていくため、従来、担当係ごとに計上していました予算を集約して計上したものでございます。

次に160ページ、2目地域産業担い手センター施設管理費に208万8千円を計上、これも先ほど言いました、今年度開設します地域産業担い手センターの施設管理費を計上しております。

次に161ページ、7款1項商工費、1目商工総務費に30万8千円を計上。前年度対比2万2千円の減で、前年度と大きく内容は変わっておりません。

次に162ページ、2目商工振興費に1,589万円を計上。前年度対比534万8千円の減で、主な要因は、13節委託料で、昨年計上していました特産品パンフレット制作委託料がなくなったこと、14節使用料及び賃借料で、食のスポットの土地、建物賃借料が評価替えにより減。厨房器リース等のリース料がリース期間が年度途中で終了することにより減。更に19節負担金補助及び交付金で、商工振興指導助成金が人件費の補助対象者が一部入れ替わり、交付額が減になることによるものであります。

次に163ページ、3目観光費に209万9千円を計上。前年度対比589万3千円の減で、主な内容は13節委託料で、体験農園管理業務委託料が総務費で説明しました観光地域づくり戦略推進事業助成金に組み替えたために減。観光パンフレット制作業務委託料が昨年計上しましたが、その分がなくなり減。更に19節負担金補助及び交付金の観光協会活動助成金で、人件費補助がなくなったことにより減となっております。

次に164ページ、4目公園管理費に287万5千円を計上。前年度対比272万3千円の減で、主な要因は、11節需用費で維持補修費の減。13節委託料で、昨年度計上しました、知内公園桜剪定委託料なくなったことによる減となっております。

次に165ページ、5目物産館管理費に1,481万9千円を計上。前年度対比61万3千円の減で、主な要因は、11節需用費の物産館修繕費で、昨年度物産館と新幹線展望塔の連絡通路の改修費を計上した分が減となっております。

次に166ページ、6目健康保養センター管理費に3,603万4千円を計上。前年度対比470万3千円の増で、主な要因は、13節委託料で、隔年計上しております温泉ポンプ保守点検委託料が増えておることによるものです。以上で、産業振興課関係を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

167ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に25万3千円で、前年度より1万5千円の増となっております。普通旅費の増額でございます。

次のページ、168ページでございます。2目下水道整備費は1億2,238万1千円で、前年度から1,701万1千円の減額となっております。19節の浄化槽設置費補助金で220万円、28節繰出金で1,570万円の減額が要因でございます。

169ページをご覧ください。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は248万4千円で、前年度より13万1千円の減額であります。9節旅費が昨年よりも12万円減額しております。

次のページでございます。2目道路維持費が6,297万8千円で、前年度より1,221万9千円の減額でございます。これは、工事請負費の減額が主な要因でございます。なお、本年度の工事箇所につきましては、予算説明資料見出し6の2ページに記載してございますので、後ほどお目通し願います。

次に171ページでございます。3目橋梁維持費は106万4千円で、昨年度と同額であります。橋梁長寿命化工事は、今年度、新知内橋、股瀬橋、向上雷橋を予定しておりますが、今後、交付金の交付額決定に合わせて、予算の補正を考えております。

172ページでございます。4目道路橋梁改良工事費は1億393万7千円で、前年度当初予算から1億284万5千円の増でございます。これは町道重内上雷線改良舗装工事、7,750万円。町道ミズの沢線付替工事2,070万円を当初予算に計上したことによります。なお、町道ミズの沢線は湯ノ里の齋藤製作所様へ向かう町道でございまして、新幹線の防護壁の設置により、鉄道運輸機構からの受託工事、今回、付替工事を施工するものでございます。費用につきましては、鉄道運輸機構の負担となっております。

173ページでございます。3項河川海岸費、1目河川総務費は710万1千円で、前年度より396万3千円の減額となっております。これは15節工事請負費の減額でございます。

次のページ、174ページをご覧ください。4項住宅費、1目住宅管理費は1,339万7千円で、前年度から185万8千円の増額でございます。11節需用費で、修繕費が前年度より70万円増額してございます。また、15節工事請負費、昨年度計上の備品購入費の増減、これが要因となっております。なお、今年度、湯ノ里団地解体工事500万円を新たに計上しております。この湯ノ里団地、湯ノ里の旧診療所下町営住宅1棟4戸、解体予定をしております。

次に208ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害普及費は10万9千円で、前年度より1万5千円の増額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、教育委員会関係を学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

それでは、教育委員会関係の予算を説明をさせていただきます。177ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に191万円を計上しております。前年比54万円の減で、主な要因は、9節旅費で2年に一度実施しております教育委員の研修旅費の減で、30年度は実施しないということで減になります。

次に178ページです。2目事務局費に5,330万7千円を計上。前年比1,096



万7千円の増です。主な要因は、13節委託料で、総務費の方にもありましたが、ポリ塩化ビフェニール廃棄物、PCBの教育委員会分の処理料とこれまでふるさと創生事業の中で対応してまいりました、知内高校の短期海外留学の助成金、これを19節負担金補助及び交付金から助成金として交付することにより、増となるものでございます。ちなみにPCB教育委員会分につきましては、旧知内小学校分と郷土資料館分ということで、381.5kgになっております。

次に181ページ、3目学校給食センター費に7,013万9千円を計上です。613万9千円の増で、主な要因につきましては、昨年度、13節委託料で計上しましたピットウレタン床改修、あるいは、ブロワー分解整備等の完了で、191万円減。18節備品購入費で、食器及びコンテナの整備が完了したことにより、490万円の減となっておりますけれども、15節工事請負費で食缶洗浄機の更新工事ということで、995万8千円を増となるため、差引増となるものであります。なお、食缶の洗浄機更新につきましては、追加でお示ししました予算説明資料の教育委員会関係の1ページに参考図面を記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に183ページです。2項小学校費、1目学校管理費に5,723万4千円を計上。前年比183万8千円の減で、主な要因につきましては、4節共済費と7節賃金で、特別支援教育支援員の増とですね、賃金単価の改定、それから、社会保険加入適用ということで、360万円の増となります。また、15節工事請負費につきましては、昨年度教員住宅改修、涌元小学校プール屋根改修の完了に伴いまして、1,100万円の減となりますけれども、今年度につきましては、教員住宅の解体ということで、230万円の増となります。18節備品購入費で、涌元小学校の遊具更新ということで、97万4千円の増となるため、差引増となるものでございます。

次に186ページです。2目教育振興費に774万5千円を計上。前年比84万9千円の減で、主な要因につきましては、18節備品購入費で教育教材用の備品の減、20節扶助費で29年度の実績見込みによりまして、要保護・準要保護の児童分の減少という見込みのため、28万円の減となるものでございます。

次に187ページです。3項中学校費、1目学校管理費に3,237万9千円を計上。前年比619万8千円の増で、主な要因は、13節委託料で中学校のサッカー場維持補修工事及び18節備品購入費で、教員住宅の暖房機更新、公務用パソコン機器の更新により増となるものでございます。

次に189ページです。2目教育振興費に618万7千円を計上。前年比1千円の減となります。主な要因につきましては、11節需用費で指導用消耗品の増、18節備品購入費で、クラブ活動用備品の増、20節扶助費の中身で、29年実績の見込みによりまして、要保護・準要保護児童分が減少するという見込みの中、減となるものでございます。

次に190ページです。4項高等学校費、1目学校管理費に7,856万6千円を計上。前年比1,304万3千円の増で、主な要因につきましては、13節委託料でコンピュータ機器の更新で1,041万4千円の増。15節工事請負費で、昨年度ボイラーの扉、屋外機器庫の改修、教員住宅屋根葺替工事の関係の完了で、1,150万円の減となりますけれども、今年度は教員住宅屋根の葺替工事及び野球場、陸上競技場の改修工事によりまして、1,555万円の増となります。なお、野球場、それから、陸上競技場、そして、コンピュータ室の更新事業の関係につきましては、追加の予算説明資料見出し2番、教育委員会関係の2ページから4ページに資料がございますので、参照いただきたいと思います。

次に193ページです。2目教育振興費に946万8千円を計上。前年比125万3千円の増で、主な要因につきましては、18節備品購入費で、教材用及び部活動用の備品の増によるものです。

次に194ページです。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に2,217万4千円を計上。前年比1,201万2千円の増で、主な要因につきましては、13節委託料で幼稚園整備工事基本設計委託料として1,050万円増によるものでございます。幼稚園の建設計画の関係につきましては、追加説明資料教育委員会関係の5ページをご参照いただきたいと思います。

196ページです。2目教育振興費に57万3千円を計上、前年比3万9千円の減ですが、事業の内容につきましては、大きく変わるものではございません。

次に197ページです。10款6項社会教育費、1目社会教育総務費に1,366万1千円を計上。前年比10万1千円の増で、事業の内容は、大きく変わるものではございません。

次に199ページです。2目公民館費に2,688万5千円を計上。前年比1億9,280万7千円の減で、主な要因につきましては、11節需用費の光熱水費では、211万8千円の増となるわけですが、13節委託料及び15節工事請負費の中で、中央公民館及びスポーツセンターの木質バイオマスボイラーの整備工事管理委託料と整備工事の完了に伴いまして、全体として減になるものでございます。

次に201ページです。3目郷土資料館費に357万円を計上。前年比12万5千円の減で、事業の内容は大きく変わるものではございません。

次に203ページです。4目青少年交流センター管理費に681万6千円を計上。前年比197万円の減で、主な原因につきましては、前年度、15節工事請負費で青少年交流センター自転車置き場の更新工事、これが完了に伴いまして、減となるものでございます。

次に204ページです。5目文化交流センター費に268万3千円を計上。前年比85万1千円の減で、主な要因につきましては、前年度15節工事請負費の中で、高圧ケーブルの取替工事、これの完了に伴い減となるものです。

次に205ページです。7項1目保健体育費に5,402万5千円を計上。前年比1,492万4千円の減で、主な要因につきましては、11節需用費の修繕費で270万円の増、19節負担金補助及び交付金では、文化・スポーツ合宿誘致補助金で200万円の増となりますけれども、13節委託料でスポーツ交流人口の拡大に向けた調査研究業務と15節工事請負費の中で、しおさい球場改修工事完了に伴いまして、全体として減になるものでございます。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

歳出の説明が終わりましたので、これから、次に歳入等の説明を求めます。

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

それでは、歳入についてご説明を致します。

14ページです。1款町税、1項町民税、1目個人に1億5,020万7千円の計上で、比較290万4千円の減となっております。前年度実績見込みを考慮した計上でございます。

15ページ、2目法人に3,180万9千円を計上し、比較278万7千円の減となっております。同じく前年度実績見込みを考慮して計上してございます。

16ページ、2項1目固定資産税です。4億4,327万4千円の計上で、比較2,465万1千円の増となっております。北海道新幹線の軌道部分の償却資産の知事配分により、当初予算では2,400万円の増となっておりますけれども、ただし、この資産は、昨年度年度途中で知事からの配分がございましたので、平成29年度の実績見込みから比べると、固定資産税としては、4,400万円ほどの減となる見込みでございます。

次に17ページ、2目国有資産等所在市町村交付金です。482万4千円の計上です。本年度収入見込みによる計上です。

18ページ、3項1目軽自動車税1,335万9千円の計上で、95万9千円の増を見込んでございます。登録台数の増により、若干の増収を見込んでございます。

19ページ、4項1目たばこ税に3,495万4千円の計上で、276万5千円の減を見込んでございます。前年実績を考慮し、減収を見込んでいます。

20ページ、5項1目入湯税に241万円の計上で、13万5千円の減となっております。前年度実績を考慮し、入湯客数の減少に伴う減収を見込んでおります。町税関係は以上でございます。なお、予算説明資料見出し3の税務会計課資料に予算計上分の内訳を記載してございますので、ご参照をお願いします。

21ページ、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税に1千万円の計上で、同額の計上でございます。

22ページ、2項1目自動車重量譲与税に2,200万円の計上で、同額計上でございます。

23ページ、3款1項1目利子割交付金に40万円の同額計上でございます。

24ページ、4款1項1目配当割配当金に50万円同額計上でございます。

25ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金に30万円同額計上でございます。

26ページ、6款1項1目地方消費税交付金に8千万円の計上で、800万円の増を見込んでございます。平成29年度の実績見込みを考慮し、800万円の増収を見込んでいます。

27ページ、7款1項1目自動車取得税交付金400万円の同額計上でございます。

28ページ、8款1項1目地方特例交付金80万円同額計上でございます。

29ページ、9款1項1目地方交付税に18億9,714万1千円の計上で、5,880万8千円の増と見込んでございます。地方財政計画及び当町の税収等の事情を考慮し、計上してございます。交付税総額の見込みにつきましては、先ほど副町長からご説明を申し上げました一般会計予算の編成についての資料の最終ページに起債をしてございます。

30ページ、10款1項1目交通安全対策特別交付金、1千円の同額計上でございます。

31ページ、11款分担金及び負担金、1項分担金、1目総務費分担金に22万7千円。同額計上でございます。

32ページ、2項負担金、1目総務費負担金に182万円の計上です。昨年度、環境測定にかかる機器の更新費用ということで、木古内町、福島町から負担をいただいておりますが、その基金の更新の完了に伴いまして、若干の減となっております。

33ページ、2目民生費負担金に1,064万9千円の計上で、8万7千円の減となっております。保育料負担金から老人福祉費負担金まで、本年度収入見込みの額を計上しているものでございます。

34ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料に20万円を計上で、4万円の増を見込んでおります。矢越山荘の使用料の若干の増を見込んでございます。

35ページ、2目民生使用料に233万2千円の計上で、4万8千円の減となっております。

いますけれども、収入見込の計上でございます。

36ページ、3目農林水産業使用料として、291万1千円の計上です。28万4千円の増となっておりますけれども、地域産業担い手センター使用料を新設してございます。

37ページ、4目商工使用料に60万円。墓地使用料の同額計上でございます。

38ページ、5目土木使用料として、5,134万9千円の計上で、280万円の減となっておりますけれども、公営住宅使用料につきまして、空家が増加しており、208万円の減を見込んでおります。

39ページ、教育使用料で2,041万9千円の計上。36万2千円の増となっておりますけれども、高等学校入学検定料からプール使用料まで、本年收入見込みの計上ですが、幼稚園保育料につきまして、預かり保育の実施によって、119万1千円の増を見込んでいるものでございます。

40ページ、7目衛生使用料に2万5千円の同額計上でございます。

41ページ、2項手数料、1目総務手数料に167万1千円の計上で、5万6千円の減となっております。戸籍関係と本年度収入見込みによる計上でございます。

42ページ、2目衛生手数料に633万1千円の計上。同額計上でございます。

43ページ、3目農林水産業手数料も5千円同額計上でございます。

44ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に1億2,092万円の計上で、577万3千円の増を見込んでございます。障害者介護給付訓練費等給付負担金が対前年度比450万円の増となっているものでございます。

45ページ、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に57万7千円の計上で、26万5千円の減となっておりますけれども、浄化槽整備国庫負担補助金の収入見込みによる計上でございます。

46ページ、2目教育費国庫補助金に14万5千円の計上で、6万円の増となっております。特別支援教育就学奨励費補助金の本年度収入見込みの計上でございます。

47ページ、3目民生費国庫補助金に249万8千円の計上で、1,496万円の減となっております。それぞれ収入見込みによる計上でございますけれども、昨年度計上してございました臨時福祉給付金給付事業補助金1,484万1千円分が減となっております。

48ページ、4目総務費国庫補助金に300万円の計上で、7,285万3千円の減となっておりますけれども、昨年実施致しました、中央公民館・スポーツセンター木質バイオマスボイラー整備事業による二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金7,533万3千円、これは環境省からいただきましたけれども、これが今年度減となっております。更に社会資本整備総合交付金の空家再生等推進事業と致しまして、300万円を新たに計上してございます。

49ページです。5目地方創生交付金2,361万4千円の計上で、70万1千円の減となっております。地方創生事業に充当するものですが、平成28年度に3か年度分の事業申請をしており、平成30年度分として認められた交付金を計上しているものでございます。

50ページ、6目農林水産業費国庫補助金に6,290万円皆増の計上でございます。浜の活力再生交付金として増額計上でございます。

51ページ、3項委託金、1目総務費委託金に17万円の計上です。収入見込みによる計上でございます。

52ページ、2目民生費委託金に142万8千円の計上。7万6千円の減となっております。

います。同様に収入見込みによる計上でございます。

53ページ、1項道負担金、1目民生費道負担金に8, 818万8千円の計上で、551万5千円の増となっております。障害者等福祉費道負担金が対前年度比較で、402万5千円の増となっております。

54ページ、2項道補助金、1目総務費道補助金に4万2千円同額計上でございます。

55ページ、2目民生費道補助金に1, 106万4千円の計上で、121万1千円の減となっております。社会福祉費道補助金から妊産婦安心出産支援事業道補助金まで、それぞれ本年度事業にかかる収入見込みの計上でございます。

56ページ、3目農林水産業費道補助金に6, 964万2千円の計上で、9, 139万2千円の減となっております。平成29年度計上の農業費道補助金の産地パワーアップ事業補助金が5, 340万5千円の減となり、農地耕作条件改善事業の補助金が一部、平成29年度に前倒しとなったことから、当初予算比較では、3, 543万6千円の減となっているものでございます。

57ページ、4目教育費道補助金に67万5千円の計上で、394万9千円の減となっております。主な理由は、平成29年度に計上した地域づくり総合交付金として、スポーツ交流の拡大に向けた調査研究事業費の分400万円が減となっているものでございます。

58ページ、5目衛生費道補助金1万円の計上でございます。収入見込みによる計上です。

59ページ、6目電源立地地域対策交付金262万円の計上で、11万2千円の減となっておりますけれども、前年同様の計上でございます。

60ページ、7目商工費道補助金に15万6千円の計上です。前年同様の計上でございます。

61ページ、8目地域創生推進費道補助金、昨年、デマンドバスの実証運行経費にかかる地域づくり総合交付金を計上してございましたけれども、皆減でございます。

62ページ、3項委託金、1目総務費委託金に903万4千円の計上で、77万5千円の増となっておりますけれども、統計調査費委託金が80万3千円の増となっております。

63ページ、2目農林水産業費委託金6万2千円、同額計上でございます。

64ページ、商工費委託金66万1千円の計上で、5千円の減となっておりますけれども、駐車公園トイレ維持管理委託金で前年と同様の計上でございます。

65ページ、4目土木費委託金に141万9千円の計上で、5万8千円の増となっておりますけれども、樋門樋管管理の委託金の計上でございます。

66ページ、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に1, 893万6千円の計上で、4万2千円の減となっております。前年同様の計上でございます。

67ページ、2目利子及び配当金に227万7千円の計上で、44万8千円の減となっておりますけれども、財政調整基金から公共施設等整備基金まで、それぞれ利子の見込額を計上しているものでございます。

68ページ、2項1目財産売払収入に1, 326万1千円の計上で、615万1千円の増となっております。町有林売払収入として本年度の収入見込を計上してございます。

69ページ、16款1項1目寄附金に3千万円。前年同額計上でございますけれども、平成29年度分の決算見込みが4千万円に達する状況となっておりますので、必要に応じて年度途中で追加補正をお願いする予定でございます。

70ページ、17款繰入金、1項1目特別会計繰入金に4千円同額計上でございます。

71ページ、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に4億8,848万7千円の計上で、1億1,956万6千円の減となっております。教育振興基金繰入金からものづくり産業振興基金繰入金まで、それぞれ本年度の歳出に対応する財源として繰入を計上するものがございます。なお、ものづくり産業振興基金繰入が前年度比較で、6,143万円の減、農林漁業振興基金が4,138万1千円の減となっております。

72ページ、18款1項1目繰越金に1千万円の計上でございます。前年度繰越金の計上でございます。

73ページ、19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料で、1目延滞金に8万円の計上でございます。収入見込みによる計上でございます。

74ページ、2目加算金に1千円同額計上でございます。

75ページ、2項1目預金利子に5千円同額計上でございます。

76ページ、3項貸付金元利収入、1目民生貸付金元利収入に50万円の同額計上でございます。

77ページ、2目学校給食センター貸付金元金収入に200万円の同額計上でございます。

78ページ、3目奨学資金貸付収入として、900万円の計上でございますけれども、本年の収入見込みによる若干の減を見込んでございます。

79ページ、4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入で510万円の計上です。簡易郵便局の事務受託収入として、同額計上してございます。

80ページ、2目民生費受託事業収入として、80万6千円の計上。18万9千円の減となっておりますけれども、後期高齢者医療広域連合からの受託収入見込みの計上でございます。

81ページ、3目土木費受託事業収入として2,343万円の皆増でございます。先ほど歳出で佐々木課長からご説明を致しました、町道ミズの沢線付替工事にかかる鉄道建設運輸機構からの受託事業収入でございます。

82ページ、5項1目雑入に1,634万2千円の計上で、79万1千円の増となっております。雑入から農業者年金業務手数料まで、それぞれ本年收入見込みによる計上でございます。

83ページ、2目の診療所収入に1,252万8千円の計上で、42万円の減となっておりますが、本年度の収入見込みによる計上でございます。

次に84ページ目から町債でございます。20款1項町債、1目臨時財政対策債に1億900万円の計上で、900万円の減となっておりますけれども、本年度の地方財政計画に基づきまして、見込額を計上しているものでございます。

85ページ、2目土木債に8,050万円の計上で、6,700万円の増となっております。町道重内上雷線改良舗装工事にかかる過疎対策事業債の計上でございます。

86ページ、3目教育債に1,290万円の計上で、1億470万円の減となっております。昨年度計上の木質バイオマスボイラー整備事業分の過疎対策事業債1億1,660万円が減となっているものでございます。

87ページ、4目消防債に880万円の計上で7,090万円の減となっております。減の主な要因は、昨年計上のポンプ自動車分6,500万円が減となっているものでございます。

88ページ、5目民生債に1,330万円の計上で、690万円の減となっております。

す。減の主な内容は、昨年計上の福祉バス購入事業にかかる起債 8 3 0 万円の減でございます。

8 9 ページ、6 目農業債 3, 2 6 0 万円の計上で、5 2 0 万円の増となっております。ダム管理にかかる過疎ソフト分 5 2 0 万円が増となっております。

9 0 ページ、7 目労働債に 1 5 0 万円同額計上でございます。新規高卒者等雇用奨励事業にかかる過疎ソフト分の同額計上でございます。

9 1 ページ、8 目林業債に 9 4 0 万円の計上で、6 0 0 万円の減となっております。地域材活用助成事業にかかる過疎ソフト分 9 0 0 万円が減となっております。

9 2 ページ、9 目総務債に 2 2 0 万円の計上。同額計上でございますけれども、内訳と致しましては、湯ノ里・はまなす等団地空家居住促進事業にかかる過疎ソフト分は 2 2 0 万円が減となっておりますが、今年、広報用公用車にかかる地域活性化事業債の新規計上 2 2 0 万円によるものでございます。

9 3 ページ、1 0 目水産業債に 3, 7 7 0 万円の計上で、2, 4 4 0 万円の増となっております。水産種苗生産施設整備事業にかかる過疎対策事業債を計上してございます。

9 4 ページ、商工債、昨年度 1 5 0 万円の皆減となっております。カキニラまつり実行委員会の助成の財源として、昨年度過疎ソフト分を計上していたことによるものでございます。

次に第 2 表地方債をご説明致します。1 1 ページです。1 1 ページ、第 2 表、地方債でございます。臨時財政対策債から地域活性化事業債まで、先ほど歳入の町債のところでご説明を致しました、起債借入額合計 3 億 7 9 0 万円の限度額を設定するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、昨年同様でありますので、説明を省略致します。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで一般会計の説明は終わりました。

---

● 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎ 議 長 (伊藤政博)

これより特別会計の説明に入ります。特別会計、この予算書です。

次に日程第 1 9、議案第 2 0 号、『平成 3 0 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第 2 0 号、平成 3 0 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

平成 3 0 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 6, 3 3 3 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、4 千万円と定める。

歳入歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳

出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

この後、生活福祉課長から予算の内容について、説明させますので、よろしく願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

それでは、歳出よりご説明致します。33ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に368万2千円の計上。前年度対比50万5千円の増額です。主な要因は、14節使用料及び賃借料で、都道府県化に伴うシステムクラウド版利用料及び国保事務処理システム利用料の増によるものでございます。

34ページです。2目国民健康保険団体連合会負担金に395万1千円の計上。前年度対比339万1千円の増額です。主な要因は、都道府県化に伴う北海道クラウド負担金の増によるものでございます。

35ページ、2項徴税費、1目賦課徴収費に248万7千円の計上。前年度対比54万6千円の減額です。主な要因は、14節使用料及び賃借料で都道府県化システム導入に伴う総合行政システムの利用料の減によるものでございます。

36ページ、3項1目運営協議会費に45万2千円の計上。前年度対比3千円で、前年度と大きく変わるものではありません。

37ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から40ページ、4目退職被保険者療養費まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に41ページ、5目審査手数料に92万8千円の計上、前年度対比14万5千円の減で、内容については、前年度と大きく変わるものではありません。

42ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費から47ページ、3項移設費、2目退職被保険者移送費まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に48ページ、4項助産諸費、1目出産時一時金に210万円の計上。前年度対比210万円の減額で、出産時一時金、対象者の減によるものでございます。

49ページ、2目審査支払手数料に2千円の計上。前年度対比1千円の減で、内容については、前年度と大きく変わるものではありません。

50ページ、5項葬祭諸費、1目葬祭費に45万円の計上。前年度同額となっております。

51ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付金、1目一般被保険者医療給付金分に1億1,086万6千円の計上。前年度対比1億1,086万6千円の増額で、一般被保険者の医療給付分となっております。

なお、51ページから55ページまでの款項目については、今回、都道府県化に伴い、新たに新設された歳出科目であり、予算額については、北海道からの納付金として配分された額となっております。

52ページ、2目退職被保険者等医療給付金に229万4千円の計上。前年度対比229万4千円の増で、退職被保険者等の医療給付費分となっております。

53ページ、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分に3,



274万2千円の計上。前年度対比3,274万1千円の増額で、一般被保険者後期高齢者の支援金分の増額となっております。

次に54ページ、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分に70万5千円の計上。前年度対比70万5千円の増で、退職者被保険者等の後期高齢者等支援金等分となっております。

55ページ、3項1目介護納付金分に1,280万円の計上。前年度対比1,280万円の増で、介護納付金分となっております。

次に56ページ、4款1項1目共同事業拠出金に1千円の計上。前年度対比1千円の増で、退職者医療費事務費の拠出金となっております。

次に57ページ、2目高額医療費拠出金から60ページ、5目保険財政共同安定化事業事務費拠出金まで、都道府県化により削除された歳出科目でありますので、予算の計上はございません。

次に61ページ、5款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費に363万2千円の計上。前年度対比363万2千円の増ですが、昨年度まで保健衛生普及費予算として計上していた分を都道府県化に伴い、予算科目を振り分けしたものでございます。事業の中身につきましては、特定健診にかかる事業費分でございます。

62ページ、2項1目保険事業費に187万2千円の計上。前年度対比486万1千円の減額ですが、先ほどご説明致しましたとおり、昨年度まで保健衛生普及費で計上していた需用費分を振り分けしたもので、事業の内容は一般の保険事業にかかるものでございます。

次に63ページ、6款1項1目基金積立金に1千円の計上。前年度対比1千円の増で、基金の積立金でございます。

64ページ、7款1項公債費、1目利子から67ページ、8款諸支出金、1項3目償還金まで、前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

次に68ページ、9款1項1目予備費に1,820万6千円の計上。前年度対比1,320万6千円の増額となっております。

次に69ページ、10款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金から75ページ、13款1項1目介護納付金まで、都道府県化により削除された歳出科目であり、予算の計上はございません。

続きまして、歳入に移ります。7ページをお開きください。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に1億3,370万8千円の計上。前年度対比744万8千円の減で、医療給付費現年分課税分から介護納付金滞納繰越分まで、本年度の徴収見込みによる減となっております。

8ページ、2目退職被保険者国民健康保険税に450万8千円の計上。前年度対比227万2千円の減で、医療給付費現年課税分から介護納付金分現年度分まで、本年度の徴収見込みによる減となっております。

次に2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料に8万円の計上で、前年度同額となっております。

次に3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費道交付金に4億7,846万9千円を計上。前年度対比4億7,846万9千円の増で、都道府県化に伴い、新たに新設された科目となっております。内容は保険給付費等交付金（普通交付金）では、従来まで医療費分として町が支払っていた分を都道府県化に伴い、国保連合会へ振替処理をする額の財源として北海道から全額交付されるものでございます。また、保険給付費等交付金、特

別交付金では、都道府県化に伴い、町が納付金として北海道へ支払うための財源分として、道の方から交付される額でございます。

次に11ページ、2目高額医療費共同事業負担金から13ページ、2項道補助金、1目財政調整交付金まで、都道府県化により削除された歳入科目であり、予算の計上はございません。

次に14ページ、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に1千円の計上で、基金積立金利子分によるものでございます。

15ページ、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金に4,613万7千円の計上。前年度対比61万2千円の減で、内容については、前年度と大きく変わるものではございません。

次に16ページ、2項1目基金繰入金に1千円の計上で、基金の繰り入れによるものでございます。

17ページ、6款1項1目繰越金に1千円の計上で、前年度同額となっております。

18ページ、7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2目一般被保険者延滞金に9万円の計上。前年度対比1万円の増で、前年度と大きく変わるものではございません。

19ページ、3目退職被保険者延滞金から24ページ、3項雑入、4目退職被保険者等返納金まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に25ページ、5目雑入に31万円を計上、前年度対比30万円の減で、内容につきましては、前年度と大きく変わるものではございません。

26ページ、8款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から32ページ、11款1項1目共同事業交付金まで、都道府県化により削除された歳入科目であり、予算の計上はございません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

議案第20号の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、2時40分とします。

( 休憩 午後2時27分 )

( 再開 午後2時40分 )

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

### ● 議案第21号 平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第20、議案第21号、『平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

#### ◎ 副町長 (網野 眞)

議案第21号、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,840万8千円

と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

この後、生活福祉課長から予算の内容について説明を致します。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

歳出よりご説明致します。12ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に269万1千円の計上。前年度対比18万2千円の減額です。内容につきましては、前年度と大きくは変わるものではないです。

次に13ページ、2項1目徴収費に27万4千円の計上。前年度同額となっております。

14ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に6,543万9千円の計上。前年度対比316万1千円の増額です。主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、事務費負担金から保険基盤安定分まで、納付金見込額の増によるものでございます。

次に15ページ、3款諸支出金、1目償還金及び還付加算金、1目保険料還付金から17ページ、4款1項1目予備費まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入をご説明致します。5ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料に3,931万7千円の計上。前年度対比91万3千円の増額です。要因は、後期高齢者医療保険料の現年度分及び過年度分の収入見込額の増によるものでございます。

次に6ページ、2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料に5千円の計上。前年度同額となっております。

7ページ、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に2,908万1千円の計上。前年度対比206万6千円の増額です。要因は、広域連合納付金の増に伴う事務費繰入及び保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

8ページ、4款1項1目繰越金から、11ページ、5款諸収入、2項1目雑入まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

● 議案第22号 平成30年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、議案第22号、『平成30年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第22号、平成30年度知内町介護保険特別会計予算について。

平成30年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ4億8,499万9千円。介護サービス事業勘定、歳入歳出それぞれ154万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

この後、生活福祉課長から予算の内容について、説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

それでは、31ページをお開きください。保険事業勘定の歳出よりご説明致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に465万3千円の計上。前年度対比46万円の減額です。主な要因は、13節委託料で、介護システム改修事業の減。14節使用料及び賃借料で、介護システムのリース料の減によるものでございます。

32ページ、2項徴収費、1目賦課徴収費に10万3千円の計上。前年度対比1千円の増で、内容については、前年度と大きく変わるものではありません。

33ページ、3項1目介護認定審査会費に356万1千円の計上。前年度対比5万3千円の減で、内容については、前年度と大きく変わるものではありません。

34ページ、2目認定審査会費に227万1千円の計上。前年度対比45万7千円の減額です。主な要因は、12節役務費で、医師意見書作成手数料の過去の実績により減額としてございます。

35ページ、4項運営協議会費、1目介護保険運営協議会費に8万6千円の計上。前年度対比4万円の減で、内容につきましては、前年度と大きく変わるものではありません。

次に36ページ、2款1項保険給付費、1目介護サービス等給付費に4億349万円の計上。前年度対比2,397万1千円の減で、本年度の介護サービス費等の給付見込みの減によるものでございます。

37ページ、2項1目高額介護サービス等給付費に950万円の計上。前年度対比210万円の減で、本年度の高額介護サービス費等の給付費見込額の減によるものでございます。

38ページ、2目高額合算介護サービス給付費に180万円の計上。前年度対比46万円の減で、本年度の高額合算介護サービス費等の給付見込額の減によるものです。

39ページ、3項その他諸費、1目審査支払手数料に50万円の計上。前年度同額となっております。

40ページ、3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に136万9千円の計上。前年度対比で136万8千円の増で、基金への積立金の増によるものでございます。

41ページ、4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費に2,859万5千円の計上。前年度対比678万円の減額です。主な要因は、19節負担金補助及び交付金で介護サービス等給付費の減によるものでございます。

42ページ、2目介護予防ケアマネジメント事業費に127万1千円の計上。前年度対比14万7千円の減で、内容については、前年度と大きく変わるものではございません。

43ページ、2項1目一般介護予防事業費に371万5千円の計上。前年度対比58万8千円の減で、主な要因は、水中運動教室事業で前年度実績のため減額となっておりましてございます。

44ページ、3項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業費に938万8千円の計上。前年度対比48万7千円の増で、内容については、前年度と大きく変わるものではございません。

45ページ、2目任意事業費に116万9千円の計上で、前年度同額となっておりましてございます。

46ページ、3目生活支援体制整備事業費に1,267万5千円の計上。前年度対比43万9千円の増で、内容については、前年度と大きく変わるものではございません。

47ページ、4目認知症総合支援事業費に3万5千円の計上。前年度対比2万1千円の減で、内容につきましては、前年度と大きく変わるものではございません。

次に48ページ、5目在宅医療介護連携推進事業費に79万5千円の計上でございます。内容につきましては、平成30年度より実施する在宅医療介護連携推進事業に伴う負担金となります。この事業につきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅医療と介護事業者など、各関係機関が連携し、支援する事業となっております。

次に49ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金から52ページ、2項繰出金、1目一般会計繰出金まで、前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入になります。5ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に9,853万9千円の計上。前年度対比430万2千円の増額です。主な要因は、現年度分の保険料の収入見込額の増によるものでございます。

6ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料に1万円の計上。前年度同額となっております。

7ページ、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護納付費に7,028万2千円の計上。前年度対比467万5千円の減額で、介護給付費の減によるものでございます。

8ページ、2項国庫補助金、1目調整交付金に2,699万3千円の計上。前年度対比172万5千円の減で、介護給付費の減によるものでございます。

9ページ、2目地域支援事業（介護予防事業）交付金に543万7千円の計上。前年度対比102万2千円の減で、介護予防事業費の減によるものでございます。

10ページ、3目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に674万8千円の計上。前年度対比121万円の増で、包括支援事業・任意事業の増によるものです。

11ページ、4目介護保険事業補助金に90万9千円の計上。前年度比33万9千円の増で、介護保険事業費の増によるものでございます。

12ページ、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費納付金に1億1,212万9千円の計上。前年度比1,158万1千円の減で、介護給付費の減によるものでございます。

13ページ、2目地域支援事業交付金587万2千円の計上。前年度対比317万1千円の減で、地域支援事業の介護予防事業費の減によるものでございます。

14ページ、5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金に6,468万7千円の計上。前年度対比394万8千円の減で、介護給付費の減によるものでございます。

15ページ、2項道補助金、1目地域支援事業（介護予防事業）交付金に271万8千円の計上。前年度対比131万9千円の減で、介護予防事業費の減によるものでございます。

16ページ、2目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に337万4千円の計上。前年度対比60万5千円の増で、包括的支援事業・任意事業の増によるものでございます。

17ページ、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金に5,191万1千円の計上。前年度対比331万7千円の減で、介護給付費の減によるものでございます。

18ページ、2目地域支援事業（介護予防事業）交付金に271万9千円の計上。前年度対比293万3千円の減で、介護予防事業費の減によるものでございます。

19ページ、3目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に337万2千円の計上。前年度対比60万3千円で、包括的支援事業及び任意事業費の増によるものでございます。

20ページ、4目その他一般会計繰入金に2,657万1千円の計上。前年度対比212万3千円の増で、事務費繰入金の増によるものでございます。

次に21ページ、5目低所得者保険料軽減繰入金に117万2千円の計上。前年度対比1万2千円の減で、内容につきましては、低所得者の保険料軽減対象者が減ったことによるものでございます。

次に22ページ、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に1千円の計上。前年度対比540万2千円の減で、介護給付費等の減に伴い、基金からの繰入金の減によるものでございます。

23ページ、3項1目介護サービス事業勘定繰入金に154万8千円の計上。前年度対比206万4千円の減で、介護サービス事業勘定からの繰入金の減によるものでございます。

次に24ページ、7款1項1目繰越金から30ページ、8款3項3目雑入まで、前年度と同額でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、58ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳出をご説明致します。1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金に154万8千円の計上。前年度対比206万4千円の減で、居宅支援サービス計画収入の減によるものでございます。

続きまして、57ページです。介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入に154万8千円の計上。前年度対比206万4千円の減で、居宅支援サービス計画作成件数の減によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

## ● 議案第23号 平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第22、議案第23号、『平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副町長（網野 真）

議案第23号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。

平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,971万5千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

この後、建設水道課長から予算内容について説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

歳出からご説明致します。13ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,116万4千円で、前年度より16万5千円の増額でございます。4節共済費、27節公課費の増額によります。

次のページでございます。2目施設維持費が6,910万7千円で、前年度より432万円の減額となっております。これは13節委託料で、電気設備更新工事委託料が完了したことが大きな要因でございます。本年度新たな事業と致しまして、下水道計画の認可期限満了により必要となる全体計画事業計画の変更業務委託560万円。無停電電源装置交換業務委託180万円を計上しております。

次の15ページでございます。2款1項公債費、1目元金が5,643万9千円で、前年度から852万4千円の減額でございます。

16ページをお開きください。2目利子に1,300万5千円で、前年度から115万円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。6ページをお開きください。6ページでございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料が前年度と同額3,630万円でございます。

次に7ページでございます。2項1目手数料が38万円。前年度と同額でございます。

8ページでございます。2款1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金が650万円で、前年度より210万円の減額でございます。

次に9ページでございます。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金が1億3万3千円で、前年度より1,082万9千円の減額となっております。

10ページでございます。4款1項1目繰越金に1千円の計上でございます。

次のページでございます。5款諸収入、1項1目雑入に1千円でございます。

12ページでございます。6款1項町債、1目下水道事業債に650万円でございます。

次に3ページをお開きください。第2表地方債でございます。起債の目的は、下水道事業債限度額は650万円。起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりでございます。以上、よろしくお願い致します。

---

#### ● 議案第24号 平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第23、議案第24号、『平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長 (網野 真)

議案第24号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。

平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,501万9千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

この後、建設水道課長から予算の内容について、説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

歳出からご説明致します。11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は23万1千円で、前年度より3万円の増額でございます。交付金事業実施に伴い、北海道との協議が見込まれることから、普通旅費の増額でございます。

次のページをお開きください。2目施設維持費は1,355万1千円で、前年度より368万円の増額でございます。これは、委託費での増額が要因でございます。今年度事業と致しまして、農業集落排水設備機能診断・最適整備構想策定業務委託580万円を計上しております。この2つの業務は、更新事業を視野に入れた委託事業でございます。施設の老朽化の状況を把握する委託が機能診断業務、その診断結果に基づきまして、効率的な対策方法、対策時期を策定する業務が最適整備構想策定業務でございます。

次のページをご覧ください。2款1項公債費、1目元金は931万3千円で、前年度より241万5千円の減額でございます。

14ページをお開きください。2目利子が1,092万4千円で、前年度より23万2千円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。5ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は270万円で、昨年と同額の計上でございます。

次のページをお開きください。2項1目手数料で工事検査手数料として、昨年度と同額の1万円でございます。

次のページでございます。2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、1,730万7千円で、前年度から393万7千円の減額でございます。

次のページでございます。3款1項1目繰越金、そして、次の4款諸収入、1項1目雑入、ともに1千円の計上でございます。

次に10ページをお開きください。5款国庫支出金、1項1目国庫補助金が500万円でございます。先ほどご説明致しました。委託費の機能診断と最適構想策定業務委託580万円の国庫補助金分でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。



## ● 議案第25号 平成30年度知内町水道事業会計予算について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第25号、『平成30年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第25号、平成30年度知内町水道事業会計予算について。

第1条、総則でございます。平成30年度知内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数2,157戸。(2) 年間総給水量869,000m<sup>3</sup>。(3) 1日平均給水量2,380m<sup>3</sup>。(4) 主要な建設改良事業と致しまして、浄水施設改良費1,874万円。配水設備改良費1,285万円。営業設備費1,032万5千円。消火栓設置費414万9千円。

第3条、収益的収入及び支出。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入でございます。1款水道事業収益、予定額1億4,173万3千円。内訳と致しまして、1項営業収益、1億2,125万円。2項営業外収益に2,048万1千円、3項特別利益2千円でございます。

次のページをお開きください。次に支出でございます。1款水道事業費用は、1億3,904万4千円でございます。内訳と致しまして、1項営業費用、1億3,170万8千円。2項営業外費用633万4千円。3項特別損失2千円、4項予備費として100万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4,974万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額341万2千円、減債積立金914万2千円、過年度損益勘定留保資金3,719万5千円で補填するものとする。)

収入でございます。1款資本的収入、予定額545万7千円。内訳は1項他会計補助金が130万8千円、2項工事負担金414万9千円でございます。

次に支出でございます。1款資本的支出、予定額5,520万6千円、内訳は1項建設改良費が4,606万4千円、2項企業債償還金914万2千円でございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費、3,153万1千円でございます。

第6条、他会計からの補助金。営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は215万3千円である。

第7条、棚卸資産購入限度額。棚卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

予算内容を実施計画でご説明を致します。5ページをお開きください。平成30年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書でございます。まず、収益的収入についてご説明致します。1款水道事業収益が1億4,173万3千円でございます。前年度より33万3千円の減額でございます。1目の給水収益が1億2,040万円で、前年度より78万4

千円の減額で予算計上しております。これは、一般世帯の基本料、超過水量が減少傾向にあるための減額で計上致しました。これ以外につきましては、前年度と大きな違いはございません。

次に7ページをお開きください。収益的支出でございます。1款水道事業費用が1億3,904万4千円で、前年度より1,181万8千円の増額となっております。内訳を説明させていただきます。1目原水及び浄水費は、2,601万8千円で、前年度より1,278万8千円の増額となっております。これは、平成30年度より浄水場の維持管理を民間事業者へ委託するための経費として、4節委託費に1,500万円を計上したことが大きな要因でございます。現在、この業者とは契約に向けて、詳細部分の協議を重ねている最中でございます。

2目配水及び給水費は、1,098万1千円で、前年度比608万6千円の減額となっております。これは、給料、手当、法定福利費などの人件費が前年度まで職員1名分でしたが、本予算では、再任用職員1名分を計上したその差額が減額となっております。

8ページをご覧ください。3目総係費は、3,248万7千円で、前年度から518万3千円の増額となっております。前年度当初予算では、職員2名と臨時職員1名分の人件費の計上でしたが、本年度予算では、臨時職員から職員3名分の人件費の計上をしておりまして、臨時職員と職員分の差額が増額の大きな要因でございます。これ以外の予算科目では、前年度と大きな違いはございません。

資本的収入をご説明致します。11ページをお開きください。1款資本的収入は、545万7千円の計上で、前年度より72万1千円の減額でございます。これは2項1目工事負担金の減額が要因となっております。

次のページをお開きください。1款資本的支出は5,520万6千円の計上で、前年度より1,329万9千円の減額でございます。内訳をご説明致します。1項建設改良費、1目浄水施設改良費では、昨年度とほぼ同額の1,874万円の計上でございます。昨年度から引き続き、浄水場の電気計装設備の更新を行います。

2目配水設備改良費は、1,285万円で、前年度より1,538万3千円減額となっております。今年度もスキー場の下、国道の配水管の更新工事を行います。今年度でこの路線の更新工事は完成となります。また、今年度の配水管工事は、この1件だけでございます。

3目営業設備費は、メーター更新費用で1,032万5千円、前年度より108万3千円の増額でございます。

4目消火栓設置費は、414万9千円で、前年度から81万1千円の減額でございます。工事箇所は、予算説明資料見出し6の6ページに記載しております。今年度、湯ノ里地区2箇所、涌元地区2箇所更新でございます。

続きまして、13ページの平成30年度水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。まず、1の業務活動によるキャッシュフローは、当期純利益から支払利息等支払額までの合計でプラス4,569万8千円となります。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費からその他投資活動までの合計で、マイナス3,750万円となります。

14ページをお開きください。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還金でマイナス914万2千円でございます。1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動のキャッシュフロー合計した結果、資金の減少額が94万3千円となり、資金期末残高見込額が3億7,094万4千円となります。なお、15ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。よろしくお願いを致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、一括議題の16議案の提案説明が終わりました。

お諮り致します。只今議案の16議案について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することと致したいが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

ここで、暫時休憩致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取消し、会議を再開します。

休憩中に平成30年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告します。

委員長に木村一君、副委員長に谷口康之君、以上のとおり選任することとし、委員会の構成は、そのように決定致しました。

---

● 散会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。本日の日程は、全部終了しましたが、予算審査特別委員会の議案審査のため、3月12日から13日にかけて休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。従って、3月12日から13日までにかけて休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれにて散会致します。

（ 閉会 午後 3時30分 ）